

中江兆民『民約訳解』の歴史的意義について

——「近代東アジア文明圏」形成史：思想篇

狹 間 直 樹

は じ め に	1
I 『民約訳解』の作者、中江兆民	3
II 日本における「社会契約論」の受容	7
III 兆民の漢訳『民約訳解』について	11
IV 『民約訳解』をとりまく諸条件 ——文字・語彙・文体	22
V 中国における「社会契約論」の受容	32
VI 留学生による「社会契約論」の重訳	37
お わ り に——兆民訳『民約訳解』の再発見	42

は じ め に

「王政復古」をかかげた明治維新は、西洋近代文明の摂取とそれに見合う日本流の国民国家形成にむけての「維新」であった。それは東アジアをして世界史の近代へと移行させて「近代東アジア文明圏」を形成する上できわめて重要な役割をはたすことになる歴史事象だったのである。移行と形成の過程は歴史の全局面をおおって進行したのであるが、その顕著な現象の一は歴史生活の根底をなす言葉の変容において現れた。この問題についてはつとに戦前から注意が払われてきたが、ここ十数年来、その一核心ともいえるべき近代漢語の問題について沈国威の語彙史、陳力衛の和製漢語の研究などが公にされ、それら多くの研究成果を縦覧した力作、李漢燮『近代漢語研究文献目録』も上梓された⁽¹⁾。本稿は語彙の変容といった基礎過程を踏まえつつ、中江兆民の『民約訳解』をとりあげて、それが「近代東アジア文明圏」形成史上にもった歴史的意義を考察しようとするものである⁽²⁾。

もちろん、明治維新をもって近代の画期とするのではなく、江戸時代における文化の蓄積・成熟が維新後の新時代を準備したとして、そこに近代への胎動を見る動きが力をましていることは承知している。たとえば、江戸中期における徂徠学の流行を陽明学の受容と関連させてそこに個性主義の尊重などの新しい思想的特色を見る中野三敏の説⁽³⁾はきわめて興味深いものであり、歴史の流れとしてはそのような把握が当を得たものであらうと思う。しかし「幕末日本科学の総本山」である蕃書調所を洋書調所と改称して建物を新築したとき、「松平」に因んで松を伐ることができなかったがゆえにその建物の内部を幾本もの松の太木が貫いていた⁽⁴⁾ということも、まぎれもなく、その時代における人びとの思想と行動を規制する枠組なのであった。このことに象徴されるような体制が維新を境に科学をもふくめて政治経済、学術思想、社会文化のすべての側面で大きく変わったことは、やはり認められなければならない。

国民国家の形成にとって、廃藩置県による「国土」の統一と、四民平等による「国民」の創出はその基礎となるものであった。国家はその構成員である「民」の「権」にもとづいて構築されねばならないとしてたたかわれたアメリカの独立革命とフランスの「大」革命は一世紀たらず前のことにすぎない。その破天荒な事件が西洋世界にひろがり、さらに非西洋世界へと波及して、19世紀中葉には極東の地にも大きな変化がまきおこることになったのである。

前近代から近代への移行は、周知のように、体制と生活、社会と文化の諸側面をおおうものであった。それらの中軸に位置する政治思想の導きの糸は人民主権の思想である。明治日本においても、その思想はいろいろな理論・学説の形態でもって受容された。本稿ではジャン・ジャック・ルソーの「社会契約論」をとりあげて中江兆民による漢訳『民約訳解』を中心に検討をくわえ、「近代東アジア文明圏」の形成史の思想的な一側面を明らかにしたい。

ルソーの「社会契約論」から何を読み取るのかという問題についてはきわめて多くの議論がなされてきた。なかでは、同書の前半二巻だけを讀んで、そこに書かれた人民主権原理を民主政理論ととりちがえてきた「世紀来の誤読」が、今、問題になっているという⁽⁵⁾。そのことはルソーの思想そのものをとりあげるさいには決定的に重要な問題であるが、なんらかの意味を抽出されて（あるいは賦与されて）ある時代・地域に流通した思想についての歴史的研究にとっては、第一義的な意味をもつことではないと思う。そしてそれは、前者のような正解の持ち主と、後者のような誤解の持ち主が並立し、共存することを妨げないのである。

それはともあれ、「社会契約論」が東アジアに持ちこまれたのは19世紀後半である。ル

ソーのこの書物はいろいろな意味で理解が難しい。その困難は、誤解をおそれず簡単化し
て言えば、近代西洋で生みだされた平等な人間のみによって構成される社会とその政治構
造の原理をどのように理解し、その理解を普及させるかということに在るだろう。

この問題に根柢的に対決した人物の一人が中江兆民であった。兆民は東洋の思想的土壌
の上に西洋近代が生みだした新思想を摂取しようとしたがゆえに、その思想的営為は世界
的な広がりをもつものとなり、その結果として兆民は日本における確乎とした世界観をも
つ近代思想家としての地位を確立したのである。ここでは、19世紀後半の東アジア世界
における知識の体系に、それを取り込むにあたって訳者が直面した困難という一点に問題
を絞り、それをとりまく諸条件に検討をくわえることにする。

ルソーはフランスの人であるが、その代表作 *Du Contrat social* (1762年) によって世界
史の近代を切り開いた思想家と位置づけられる。そして、中江兆民は同書を『民約訳解』
として訳出したことにより「東洋のルソー」との尊称を奉られた⁽⁶⁾。東洋(=非西洋)を
追隨的かつ対抗的に西洋から析出することにより、世界史の近代が分節され、かつ重層化
されたわけである。

ついで、それを踏まえて「中国のルソー」、黄宗羲(1610-1695)が発掘された⁽⁷⁾。黄宗
羲は明末の人であるから、中国ではやや古く明代においてしか発見することができなかった
のであるが、しかし「中国のルソー」を伝統思想のなかに発見することができたことの
意義は大きい。ここに、東洋の内実が分節化をともしつつ中国にまで押し広げられ、「近
代東アジア文明圏」はそれ相応の基礎をもつにいたったといえる。

I 『民約訳解』の作者、中江兆民

中江兆民(1847-1901)は弘化四年十一月一日(1847年12月8日;旧暦は漢数字、新暦
はアラビア数字、以下同)、土佐国高知で土佐藩足輕の長男として生まれた⁽⁸⁾。幼名は竹馬、
のち篤助に改めたが、篤介と自署するのを好んだ。号はいくつかあるが、有名なのは兆民
で、それを用い始めたのは1887年刊の『平民のめざまし』だという⁽⁹⁾。本稿では著者名
などを署名どおりに書く場合をのぞき、繁を避けて基本的に兆民を用いることにする。

兆民は幼児より穎敏で経史に通じていたといわれる。輕輩の足輕の子ゆえ、読書環境に
めぐまれてはいなかったようだが、読書好きをものがたる逸話が多い。くわえて、時代
の変化がかれの勉学に有利にはたらいた。黒船以来、土佐藩ですすめられた藩政改革の一大
眼目として文久二(1862)年四月に洋学をも教える新しい藩校:文武館(のち致道館と改
称)が開設されたのである。入学年齢は16歳以上、ちょうど16歳(数え年、以下同じ)

の兆民はそこで学ぶことになった。このとき、土佐藩では公武合体で動く山内容堂をささえて吉田東洋らによる藩政改革が行なわれていたのであって、身分にかかわらず英才をあつめて教育しようという新藩校の設置は、その重要な施策だった。改革推進の中心人物であった吉田が文武館開校わずか三日後に勤王派により暗殺されたことから、改革をめぐる諸派の鏖迫り合いがいかに激しいものであったかが分かる。

ともあれ新藩校は開校されて、兆民はそこで学んだ。教育の中心は漢学である。兆民のいうところによれば、藩校では『小学』『近思録』『四書五経』『蒙求』『十八史略』『唐宋八家文』『史記』『左伝』がこの順序で教授されたという⁽¹⁰⁾。

『小学』はたしかに子供が学習を開始するにあたって学ぶべく編まれた書であり、そのような使われ方をしてきたものである。内篇は立教、明倫、敬身、稽古の四巻で、篇名に即した適当な言説を配し、外篇はその実践的説話よりなり、文章はいずれも経典を中心とする権威ある文献から採られている。編纂の方法はたしかに教科書的ではあるが、しかし収められた文章は幼少者にはもちろん、かなり知識の有る16歳の青年にもけっして易しいものではなかった。

藩校の教授あるいは助教により施される教育は「素読」、すなわち文章を説明なしに訓読していくだけである。『小学』巻一「立教」の本文冒頭には「子思子ノ曰、天命之ヲ性ト謂ヒ、性ニ率フ之ヲ道ト謂ヒ、道ヲ脩ル之ヲ教ト謂フ」が置かれている。これは最初の4文字をのぞき『中庸』の冒頭の一段であって、朱子学の根幹をなす定理である。この一段の後には約180字の割り注が付いているが、それも『中庸』朱子の注そのままであるから、素読で内容を理解することはきわめて困難なものであった。

授業方法の詳細は分からないが、日に2時間もかければ、『小学』の素読は20日ほどで終わったのではないかと思う⁽¹¹⁾。次の『近思録』は周敦頤・程顥・程頤・張載の所説を抜き書きして集成した、宋学=朱子学の最重要のテキストである。宋学=理学は概念構造が複雑に入り組んでいるから、素読一遍では、兆民にしてなお「意味の如きは更に理解せざるところ」なのであった。しかし、それもおそらくは数ヶ月でおえて、『四書五経』にすすむ。これはその分量からしても、また当時の学問の風気からしても、『四書五経』のすべてを読んだとは考えにくい。朱子集注本の『四書』はもちろん全部を読んだであろうが、五経はなんらかの箇所を読んだだけではないかと思う。最後にあらためて『左伝』が挙げられているのも、その傍証となろう。

『四書』には数ヶ月はかかったであろう。ここまでくれば、覚えた語句、諳んじた文章は相当なものとなり、帰納的に蓄積された漢文解釈の力量はかなりの水準に達したはずである。『蒙求』『十八史略』はいわば叙事文であるから比較的易しかったであろうが、それ

らを「読むに至って辛うじて意味をも領会し始」めたと兆民は回想している。三年あまりの在塾期間を考えるなら、如上の教材はおそらく一般的といえるものであろう。そして、このときの教材の一であった『史記』は、『莊子』『碧巖録』とあわせて兆民終生の愛読書となるもので、「之を誦んずるまで繙読し何てふ熟語は何伝にありと云ふことまで記憶せる積りなり」と豪語している。

藩学は、兆民にとって漢学の基礎を培ってくれたという点で不可欠なものだったが、洋学への道筋を切り開いてくれたという点でより一層重要な意味を持つものとなる。文武館では細川潤次郎（十洲）や萩原三圭が蘭学、英学を担当したが、才能を見込まれた兆民は慶応元（1865）年九月、英学修行のために長崎に留学させられることになる。しかし、兆民が長崎で学んだのは、フランス学であった。当時、藩の留学命令を個人の意向で変更することはできなかったから何か理由があったはずだが、それを探求した飛鳥井も委細は分からないと言っている⁽¹²⁾。しかし、このことが兆民にとってフランス学者としての出発点となったのであった。

長崎に満足できなかった兆民は江戸行きを願って画策し、慶応三（1867）年六月に長崎を発った⁽¹³⁾。江戸ではいろいろなことがあったが、明治四（1871）年十一月にはフランス留学生になった。わずか6年間という短期間に、土佐から長崎へ、長崎から江戸へ、日本からフランスへと、地球規模の三段跳びを実行したのだから、兆民の意志力、そして実行力は敬服に値する。

長崎でのフランス学の師は平井義十郎であった。条件がととのわない中、兆民は学習につとめて学が大いに進み、さらなる発展をもとめて江戸へと向かったのである。江戸では、フランス学の開祖、村上英俊の達理堂に学んだ。素行が修まらずに破門されるが、言葉はかなりのものだったようで、慶応三年末の神戸開港・大阪開市の際には、フランス公使の通訳となって同地におもむいている。その後江戸にもどった兆民は、明治元年には箕作麟祥の塾に入ってフランス語にいつそうの磨きをかけ、明治三年には大学南校の大得業生となった。そしてフランス留学である。国内に「就くべきの師なく読むべきの書なきを」理由に、留学生たらんことを大久保利通に自薦してついに実現したという⁽¹⁴⁾。

岩倉具視を特命全権大使に、木戸孝允・大久保利通・伊藤博文・山口尚芳を副使とする大規模な遣外使節団が横浜を出帆したのは明治四年十一月十二日である。「法律修行」を役目とする留学生中江篤介は随行者の59人のうちの1人としてその一団の中に居た⁽¹⁵⁾。ただし、サンフランシスコ到着後は使節団と別行動をとって鉄道でニューヨークへむかい、さらに大西洋を横断して明治五年一月十一日（1872年2月19日）にフランスに着いた。本来、5年の予定で出発したのだが、財政逼迫と冗員整理（このころ、廃藩以前の各藩か

ら適格でない多くの留学生が派遣されていた)のために政府が期間を短縮したことにより、翌々年4月26日にマルセイユを出発して帰国の途に就いた。留学生生活は結局、丸二年あまりということになる。

大革命後におけるフランスの歴史は、周知のように変転をきわめた。兆民が興味をもって言葉を学びはじめた頃のフランスはナポレオン三世をいただく第二帝政下の大国であった。ところが、兆民が到着した時のフランスは、普仏戦争に敗れて帝国が消滅し第三共和制に移行していただけない、パリ・コミュン（1871年3月18日-5月28日）という世界最初の労働者政権まで経験していた。コミュン鎮圧後に第三共和制の初代大統領となったのはティエールである。人権宣言の祖国が共和国としての地位を確立することになる、歴史的にはきわめて興味深い時期に留学しているのだが、パリからリヨンへ、その後またパリにうつった移動の後を追いかけても、かれのフランスにおける思想的営為の手がかりとなるような直接的な生活資料はなにも見つからないらしい。兆民研究にとって礎石の位置をしめるはずのルソー著作との出会いさえもまだ明らかにならないという。つまり、フランスにおける兆民の行動はほとんど分かっていないのである⁽¹⁶⁾。

そのような状況なので、留学時期については井田の調査に立脚した飛鳥井雅道の伝記にしたがって、本稿の行論に必要と思われることだけを摘記しておこう。

兆民の留学は「刑法学」を専攻としたものだった。まず、大学入学資格試験（バカロレア）準備のため、「普通学」（一般教養・語学）を学習した。兆民は1872年6月以前にリヨンへ行っているから、到着時のパリ滞在は短かった。リヨンでは同地の弁護士パレーを教師として学習にはげんでいる。パレーは、兆民を訪ねた井上毅が御雇い外国人として招くことを考慮したほどの人物であったという。学ぶことほぼ一年、そこへ、政府の方針転換で、留学生全員召還の通告である。兆民はそれに反対運動をするため5月にリヨンを去った。したがって、普通の意味での留学生生活はこの時に終わったといってよい。そのかわり、ロンドンに渡って馬場辰猪と交遊したりもした。そしてパリでは、王党と必死にたたかいながら共和制を建設しつつある、1870年代初頭のフランス社会の息吹のなかから、兆民はたんなる知識としての学問ではない、「ティエール、ガンベッタの背景としてのルソー」を学びとったのだという⁽¹⁷⁾。パリではのちに『東洋自由新聞』を刊行する西園寺公望と昵懇になっているが、その師アコラスと兆民との接触の可能性を、桑原武夫は『三酔人経綸問答』における洋学紳士の恒久平和論を介してのもの、と指摘している。ルソーの批判的継承者であるアコラスはガリバルディやバクーニンらと「平和と自由の同盟」を創立した急進主義者だったのである⁽¹⁸⁾。

1874年4月26日にマルセイユを出発した兆民は、スエズ運河をこえ、インド洋をわたり、

6月9日に横浜に着いた。往路とあわせて丁度世界一周である。政府による強制的な召還は想定外のことだったが、留学の成果はかなりのものだった。

日本の政治状況はこの2年半のあいだに大きく変化していた。その変化は、兆民が「東洋のルソー」として活動することになる方向のものであった。

Ⅱ 日本における「社会契約論」の受容

帰国後における兆民の活動は大きく二つの時期に分けられる。

第一の時期は、明治7（1874）年の帰国から明治20（1887）年の保安条例による東京追放までである。政治的には、政府側からは憲法発布・国会開設にいたる政権確立の時期、反政府側からは自由民権運動の興隆と敗北の時期である。この時期、兆民は基本的に仏学塾を経営しフランス学の普及につとめた。明治14年に組織された自由党に加わっているが、激化事件とは距離を置いて言論創作活動に従事した。和訳『民約論』と漢訳『民約訳解』など、重要な著作・翻訳のほとんどはこの時期になされた。

第二の時期は、明治21（1888）年から明治34（1901）年の逝去までである。政治的には国会開設と立憲政治の時代である。兆民は明治23年の衆議院議員当選、即辞職を頂点として、利権ブローカー的なもろもろの事業活動をふくめ、独特の政治的活動を展開した。重要な著作としては、逝去を目前にひかえての『一年有半』『続一年有半』が有名だが、まとまった翻訳としては『道德学大原論』しかない。それにたいし、「論説」に分類される文章の圧倒的部分がこの時期に執筆された。

帰国した直後の8月、兆民は東京府知事にたいし家塾開学願書を提出し、10月には『東京日日新聞』に「仏蘭西学舎」（のち「仏学塾」と改称）の開塾広告を出している。フランス学の教授を主たる目標として活動を開始したのだが、秋には早くも『民約論』を巻之二第六章「国法」まで和訳し終えている。塾の機関誌『政理叢談』は明治15（1882）年2月20日に創刊され、5月25日の第7号から『欧米政理叢談』⁽¹⁹⁾と改題、翌年12月25日の第55号まで刊行された（当初は月2回刊、第21号からは月3回刊）。該塾の重要な仕事である『仏和辞林』は、明治19年8月から翌年11月にかけて5分冊でもってまず出され、すぐに合訂本が作られた。兆民は明治20年12月25日に施行された「保安条例」によって2年間皇居外3里の地に退去を命ぜられ、12月30日に大阪へ移住した。それまでの13年間、該塾はかれにとってもっとも重要な活動の場であった。「政治、法律、歴史、哲学の書を講じ、四方の子弟来り学ぶ者、前後二千人」に及んだという⁽²⁰⁾。

この間、兆民は東京外国語学校校長（明治8年2月23日-同年5月14日）、ついで元老院

権少書記官（明治8年5月24日-明治10年1月9日）に任官している。官歴はそれだけだが、その後も翻訳を介しての政府との関係はつづき、明治10年から翌年にかけて『英国財産相続法』『李国財産相続法』『仏国訴訟法原論』を司法省から刊行している（みな訓読体の和訳、全集第17巻に抄録収載；李は「^{フロイセン}李漏生」）。意味の取りにくいところの訳文は、「大づかみの理の流れ」を「正しくつかん」だ意訳とされる⁽²¹⁾。

フランスから帰国した兆民はなによりもまず、ルソーの *Du Contrat social* の翻訳に従事し、わずかに4ヶ月にして同書卷之二の第六章までを『民約論』と題して訳しおえた。今、その卷之一は失われ、卷之二の第一章から第六章までが残されているだけである⁽²²⁾。このとき訳したのも、のちの漢訳『民約訳解』と同じく卷之二の第六章までと考えられているが、それは頁数でいえば原書の3分の1弱である。書物の翻訳としては中断だから、本来、なにか弁解があってしかるべきだが、兆民はなにも語らない。ゆえに読者が推測するしかなく、研究者からはいくつかの解釈が提出されている。そのなかでは、山田博雄の〈社会契約論〉は第二篇第六章以前と以後とでは二つに分かれており、兆民は前半の「最も“抽象的な原理”部分に正確に対応する“民約”の“要諦”と“律例”の制定を説いた部分」にかぎって訳出した、との説⁽²³⁾に賛同したい。

Du Contrat social については、西周が「百学連環」講義で明治四（1871）年中頃にふれており、「立約為国論」との訳を当てて、「凡そ政府たるものは国民互に約束を極め人を撰むて建るものにて、別に君主たるものあるべきものにあらすとの主意なり」と説明している⁽²⁴⁾。そして翌年初に刊行された箕作麟祥『万国新史』では、「^{ソシアルコントラクト}民約ノ説」の趣旨は「君臣ノ区別、政体ノ大綱、其源皆国中ノ人民互ニ契約シテ設立セシ所ニ出ツ、故ニ現今人民互ニ復タ同心協議スル時ハ、忽チ従来ノ政綱ヲ変更シ君臣ノ別ヲ廢絶スルコト自由タル可キノ意ヲ説キタリ……仏国ノ大变革、不意ニ発生シテ数年ヲ出テス、従前ノ百事一モ存スルコト無キニ至リシモ、亦怪シムニ足ラサルナリ」と、要点をおさえた記述をしていた⁽²⁵⁾。

兆民は師のこの文章を刊本で読むことはできなかったが、塾内で話を聞いていた可能性はあるし、あるいは原書を手にしていたかもしれない。留学中には該書を読み込んでいたはずで、帰国後すぐの翻訳となった。書名は師の訳『民約論』を襲っている。

明治7年といえば、征韓論をめぐる政変から、板垣退助らが愛国公党を設立して「民選議院設立建白書」を公にし、自由民権運動、さらには国会開設運動がまきおこった年である。いうまでもなく、「自由」も「民権」も新時代の語であって、王政復古の維新が政治思想的にいっそうの深化を遂げたことは明らかだった。

この運動について、三宅雪嶺はこのように描いている。国会を開きさえすれば万事解決

するとして、いかなる国会を開設すべきかは問題にせず、国会の何たるかを知らない者まで運動にくわったのであって、幕末の尊皇攘夷論のように、時世に不平を懷く者はみな国会開設を主張、開設に反対する政府にたいし死を以て争うとした。幕末に特殊の人物が頼られたように、この時も気概が顔に表れ、艱難を厭わず利禄を求めず、天下の大事に任ずるがごとくに見える者、政治上の見識よりもあくまで政府と争うか否かが重要条件であり、幕末の志士が明治化されたのである、と⁽²⁶⁾。気概の表出という点では通底しても、それがかつては倒幕に向かって動いたのにたいし、いまや民意を代表する国会を焦点としてそれが渦巻くというところに明治の新しさがあったわけである。

「自由」の語は、福沢諭吉が『西洋事情』（慶応二〔1866〕年）において「的当の訳字」ではないとしながら「フリーダム」「リベルチ」の訳語として採用したことに始まり、中村正直訳『自由之理』（明治五年）によって広く行きわたった。高田義甫『自由譚』（明治7年）は「天賦人權と西国立志編とをむすびつけて自由を説き、啓蒙的教科書として著されたもの」だとされる⁽²⁷⁾。高田は新学関係書の出版にかかわって活躍し、西周『性法説約』を偽版でもって刊行した人物である⁽²⁸⁾。

『自由之理』が河野広中にあたえた思想変化はたいそう有名なものである。即ち、「是れまで漢学、国学にて養はれ、動もすれば攘夷をも唱へた従来の思想が一朝にして大革命を起し、忠孝の道位を除いただけで、従来有って居た思想が木端微塵の如く打壊かると同時に、人の自由、人の権利の重んず可きを知り、又た広く民意に基いて政治を行はねばならぬと自ら覚り、心に深き感銘を覚へ、胸中深く自由民権の信条を画き、全く予の生涯に至重至大の一転機を画したものである」と⁽²⁹⁾。河野は民権運動の大物で、『明治民権家合鏡』なる番付表では「勸進元」と奉られているほどの人物である⁽³⁰⁾。その河野が自由、権利と忠孝を調和的にとらえていたことは、注目しておいてよい。

「民権」の語も、時代の風気となっていたと言ってもよい。児島彰二『民権問答』⁽³¹⁾は、むしろ民権・共和に反対することに力点があるかにも見える書だが、あわせて民が「国ノ本」であること、フランス革命をささえる学理がルソーの民権説であったことを述べ、日本の当面の課題である民選議院の重要性に及んでいた。

民権説の理論的基礎は、いうまでもなく天賦人權論と、それに立脚する社会契約説である。ルソーの *Du Contrat social* はその経典ともいえるべき書物であるが、兆民はそれを『民約論』なる書名で和訳したのである。兆民訳は政府の干渉により上梓されるにいたらなかったが、有志者に歓迎されて写本の形で読み回された。その範囲はひろく四国、九州、東北にまで及んだという⁽³²⁾。

この自由民権運動の初発期における「民約論」に託された時代的な精神をもっともよく

象徴するものは宮崎八郎の七絶、「読民約論」であろう。宮崎八郎とは、のちに孫文の中国革命をたすけたことで知られる宮崎滔天の兄である。滔天が周囲から「兄様^{あにさま}のようになりなさい」と煽られた八郎⁽³³⁾は、第一世代の自由民権家として「民約論」を泣いて読んだという。

天下 朦朧として皆な夢魂なり	天下朦朧皆夢魂
危言 独り欲す 乾坤を貫くを	危言独欲貫乾坤
誰か知る 凄月悲風の底	誰知凄月悲風底
泣いて読む 蘆梭の民約論	泣読蘆梭民約論 ⁽³⁴⁾

このように詠った八郎は民権確立を目指し熊本協同隊を率いて西郷軍に投じ、翌明治10年4月6日に戦死した⁽³⁵⁾。

これを載せた『評論新聞』は、薩摩の海老原穆が一面では西郷隆盛の股肱、桐野利秋とむすび、一面では杉田定一・宮崎八郎ら自由民権論者とつながって国権論と民権論の両面から政府を攻撃するとともに、薩摩の兵力と全国の反政府勢力を結合する媒介たらんとし、明治8年3月に創刊したものである⁽³⁶⁾。熊本協同隊は民権論者側の反政府実戦部隊だったから、薩摩の士族集団とは思想的色彩を異にしており、駐屯地で人民を集めて「自治政」の要旨を説明し、普通選挙法を以て人民総代なるものを選ばせるなど、その主義に忠実にふるまったという。このようであったから、兆民が八郎に薩軍への参加を止めるよう九州まで忠告に来たという「伝説」が生まれたのだが、そのような伝説の誕生は兆民にも八郎にも名誉なことだったにちがいない⁽³⁷⁾。

すこし後のことになるが、「読民約論」をめぐる佳話をもう一つあげておこう。

横浜の鶴見村に佐久間権蔵（1861-1934）という知識青年がいた。自由民権運動に参加して立憲改進黨に入党、一貫して島田三郎とその党派を支持した人物である。明治四（1871）年から7年にかけて東京狸穴町の塾で学んだ。蔵書中にブルンチュリ著加藤弘之訳『国法汎論』などとともに村田保『刑法註釈』（全8巻、1881年）が残されており、その第1巻と第8巻にかけた自製のカバーにかの「読民約論」が筆写されていて、しかも後者では結句「泣読蘆梭民約論」には傍点を付し、蘆梭に「ルウソー氏ハ仏国民権学士」との注までつけているという⁽³⁸⁾。

宮崎八郎は薩軍側の将として錦絵に描かれているほどの名士である⁽³⁹⁾。佐久間はおそらくその最期を知っていたであろう。ゆえにフランスの民権学士ルソーの学説を発揮することを決意して「読民約論」を写したにちがいない。そのようなルソーをめぐる読書世界

の広がりには兆民訳『民約論』の手抄本の流布によりまず切り開かれたのであった。

兆民の和訳『民約論』につづいて、明治10年には服部徳訳『民約論』が刊行された⁽⁴⁰⁾。服部訳はルソー「社会契約論」の訳書として最初の全訳、刊行書である。しかし、訳文としては未刊行の兆民訳がよいとの意見が当時からあったという⁽⁴¹⁾。ついで、明治15(1882)年から翌年にかけて、兆民の漢訳「民約訳解」が卷之二第六章まで『政理叢談』に発表された。そのうち卷之一の部分が単行されて⁽⁴²⁾、普通に『民約訳解』といえはそれを指すようになる。そして、明治16年には、原田潜訳『民約論覆義』が刊行された⁽⁴³⁾。明治期の翻訳は以上の4点である。山田博雄によれば、その後2009年までに11点の訳書が刊行されたという⁽⁴⁴⁾。Du Contrat socialの翻訳が15点を数えるのは、さすがに翻訳大国日本、との感が深い。それらの内の2点、明治7年の和文訳とその8年後の漢文訳は兆民のものなのである。

兆民は8年をへだてて Du Contrat social の和訳を漢訳に改訳した。8年という時間はそれほど長いものではないが、この間に兆民ないし社会契約論をとりまく日本の政治環境には決定的な変化が生じていた。さきに和訳『民約論』を訳了した頃のそれは、維新政権が西洋近代国家を目指すという大方向では基本的に一致しながら、その具体策をめぐる対立が征韓論政変からもろもろの士族反乱に放散するという、あらゆる方針が乱反射的にうずまいているといった状況であった。

それにたいし漢訳『民約訳解』を公表した頃は、大隈参議罷免・国会開設詔勅発布という、いわゆる明治14年政変をうけた流れのなかにあった。国家の方向が憲法制定・国会開設へと定められたことによって、政治思想論議も焦点がかなり明確となっていた。主権をめぐっては君権・民権論争がはじまり、さらに加藤弘之が公表した民権否定の書、『人権新説』を批判して天賦人権説を擁護する論争がまきおこってもいた。ともに社会契約論とふかかくかわる論争であるが、『明治文化全集』第5巻「自由民権篇」(日本評論社、1927年)を一瞥するかぎり、民約論が論争の表面に現れることはない。如上の論争がいわば政治論の水準で闘わされたのにたいし、原理論である民約論が参戦する必要がなかったか、さらにいえば登場させうる状況でなかったのであろう。したがって本稿では政治論議は捨象して、思想のレベルにおいて『民約訳解』が有した意義を見てみることにしたい。

Ⅲ 兆民の漢訳『民約訳解』について

兆民が『民約訳解』を漢文に改訳したのには、漢文が占めていた文化的な地位の高さと、その表現力の豊かさということがあった。

まず、漢文の「地位」について見てみよう。漢文というまでもなく中華の文章であるが、中華文明圏（19世紀中葉では清国を中心に朝鮮・越南・日本・琉球）の諸国における知識人にとっては、みずからの文化を担い伝える媒体でもあった。諸国はそれぞれの言語（文章）をもっていたから、漢文はそれら自国語の上に、ある意味で君臨する文章なのであった。日本人である兆民はルソーの書を、そのような関係性の元にある漢文に訳したのである。

小島祐馬はそれを対象とする読者層の問題という角度から説明する。「当時の知識階級は漢文のものを読めたというより、むしろ漢文で書かなければ読まないという人があったから」という⁽⁴⁵⁾。幕末の藩校では漢文（朱子学）が基本教科だったが、日本は科挙を導入しなかったのだから、人々は教養として漢学（朱子学）を身につけたのである。そのようであったから、明治のキリスト者はかな文字だけの和訳聖書を読むことを恥ずかしがり、その結果として、聖書の文体は漢字まじりに変えられたのである⁽⁴⁶⁾。

田岡嶺雲の回想はこのことを児童教育の角度から映しだす。かれは子供のころ父から『小学』の素読を授けられた。嶺雲は明治三年の生まれだから、明治五年の学制発布により小学校で学ぶことになるのだが、名家の子として伝統的な家庭内教育も受けたのである。「素読」だから、文章を音読してほとんど意味を理解せずに暗唱するだけである。それを「訳も分からず難しいものとは思ったが、漢籍を習ふといふ虚栄の誇りのために、左程厭とは思はなかった」という⁽⁴⁷⁾。「虚栄の誇り」は漢文が発するオーラなのであった。

これを兆民の文学意識として鏡に映すなら、易簣直前に幸徳秋水にあたえた揮毫「文章経国大業、不朽盛事」の一句⁽⁴⁸⁾が、それにぴたりと対応するだろう。魏文帝のこの文句は「年寿時有りて尽き、榮樂はその身に止まる、二者必ず至るは之れ常期、未だ文章の無窮なるに若かず」とつづく。文章による永遠の崇敬を獲得すること、それは中華の士大夫にとって無上の光栄であったが、「操守ある理想家」⁽⁴⁹⁾と評価されて喜んだ東瀛の文人、兆民にとってもそれは心に響く尊称であったにちがいない。

そのような外的条件にくわえて、さらに表現手段としての漢文にたいする兆民の信念があった。漢文の表現力の問題であるが、翻訳の文体として選択するには、これがより重要だったことはいうまでもない。兆民が漢文こそ西洋近代思想を訳述するにたる簡潔かつ達意の手段であると確信していたことは、「学僕」として身近につかえた幸徳秋水の、「先生は無論漢学の思想を信仰するものではない」、しかし「漢文を以て西洋の思想を十分に書き顯したならば、完全な文章が出来るといふ積りであった」との証言に明らかである。

いうまでもなく当時は洋学が全盛で、綿密な西洋思想を簡単な漢文で書き著すことはできないという考え方が一般的だった。その極点が英語による大学の講義である。しかし兆民からすれば、それは「必竟漢学を知らない」ことからくる誤解なのであって、「三千年

来磨きに磨いた支那の文字で、幾万という文字で、適当な言葉がないといふのが間違ひ」だという。また、「簡潔な文字の中に多くの意味を含ませ」うるという漢文の長処は西洋の文章の「及び得ない長処」だ⁽⁵⁰⁾という信念を懐いていた。

この確信をみずからの本領として発揮するためにはそれだけの修練が必要なのだが、兆民は仏学塾でフランス学の教授を行なうかたわら、漢学塾で漢文の作法を修行した。学んだのは、明治11年に高谷龍洲の済美齋、明治13年に三島中洲の二松学舎と岡松甕谷の紹成書院である。済美齋の文集『奎運鳴盛録』第1-6号には毎号兆民の文章が登載されており、二松学舎の舎誌にも2篇の文章が残されているが⁽⁵¹⁾、それらはいずれも堂々たる漢文である。

紹成書院での事蹟は『常山紀談』の漢訳にたずさわったことくらいしか分らないが、兆民がもっとも尊敬したのは甕谷であって、「翁の文章、特に其叙事文、是れ又前後に匹俦なし」と絶賛している。文章家として世評の高い荻生徂徠を、「世に徂徠の三記事を嘖称するも、李王（古文辞派の李攀龍、王世貞）の臭気が鼻をつくを覚ふ、左国史漢の成語、即ち韓愈の陳言が少も消化されずに紙上に吐出されたる処は、唯作者記性の善きを徴するに足るのみにて、自己の本領としては微塵も見ん可き無し」⁽⁵²⁾と鎧袖一触、切ってすてる。ということは、甕谷の文章は古典の成語を消化して自己の本領を存分に発揮した上乘の作、と評価しているわけである。小島祐馬は「兆民は岡松のところのけいこによって、漢文で何でもい表せる自信を得たのであろう」、「『民約訳解』もこのけいこのたまもの」であった、と断言している⁽⁵³⁾。付言すれば、兆民には国交開始後に来日した清国の官僚文人と交流した痕跡がほとんどない。たとえ漢文の祖国からの客人であっても、旧套墨守的な「漢学思想」の持ち主（こちらが主流）にあえて近づこうとしなかったのであろう。

それだけの準備をしたうえで、兆民は「民約訳解」を『政理叢談』（第7号から『欧米政理叢談』と改題）の第2号（明治15年3月10日）から第46号（翌年9月5日）にかけて連載した。原書第一篇の訳解は第2号から第11号（明治15年7月25日）にかけて連載され、同年10月25日に『民約訳解卷之一』と題して単行出版された（叢談と単行本とは出入りがあり、その関係は複雑だが、今は略）。第二篇は第12-16、35-43、46号に第六章までが断続的に掲載された。なお、「叙」「著者緒言」「民約一名原政」はまず単行本に掲載されたのち、第20号（明治15年12月10日）に追補掲載された。なお訳解者としての署名は、『叢談』誌・単行本とも中江篤介である。

では、兆民の漢文はどのようなものであったか。島田虔次がいくらか疑問を持って師の吉川幸次郎の判定を請うたのにたいし、吉川は文章の最後を「有」一字で収める破格文法をさして、先秦の文をまねたものとして「実にみごと」、立派な漢文だと断言したのであ

る⁽⁵⁴⁾。また、入矢義高・島田虔次・溝口雄三の鼎談では、溝口が兆民の「初歩的な誤り」などを指摘して話題に引きこんだのにたいし、結局のところ、大御所たる入矢の以下の評価に落ち着く。すなわち、「全体としては、一言で言えば非常に暢達の漢文ですね。細かい助辞なども、厳密な使い方に余りこだわっていない。それでいながら、非常に助辞がうまく使っているという印象も、僕には強い」、「言おうとしていることはとにかく過不足なく言い切っている。文章に迫力と熱気が感じられます」と⁽⁵⁵⁾。

後述するように『民約訳解』は何度か翻刻された。その際に関係者がどのような修正を施したかも、一つの目安になるだろう。田桐は翻刻、『共和原理 民約論』に「中江篤介先生漢訳」「後学田桐校字」と記した。中国の読者が理解しやすいように文字を改めているのだが、修正を施している箇所はほとんどが虚字の置換であり、実字の場合も同義異字への変換であって、文意にかかわるような修正はないにひとしい。適不適の判断は私の能力を超えるが、田桐が兆民訳を十分に尊重していることは見てとれる。ただ、島田が問題にした破格文法のところは、「……故若由事實而言之、為民父母而肆威虐者有、为国宰相而恣貪冒者有、……」を「……故若由事實而言之、為民父母而肆威虐者有之、为国宰相而恣貪冒者有之、……」などと「之」字を下に補って、当代風に文を調えている⁽⁵⁶⁾。この「校字」の仕方から推せば、田桐が兆民の漢文を基本的に根柢ありと考えていたことは確かだろう。

西洋近代思想も漢文によってこそ十全に翻訳できると兆民が確信していたことは前述したが、『民約訳解』でもって伝えようとしたことを、兆民は「叙」においてこういう。西方諸国の政治は、モンテスキュー、ルソー、ロック、ベンサム、ライプニッツ、カント等が出て、旧来の悪政を一掃して新時代を切り開いた。

而して後世、最も^{ルソー}婁騒を推して之が首と為すものは、其の旨とするところ、民をして^{みず}自から修治せしめて、官の抑制する所と為る勿らしむるに在るを以てなり。……中興以来……士庶も亦た相い競い、自治を以て志と為す。然らば則ち、婁騒ら諸子の業を講じて以て泰西制度の淵源を窮むるは、今日に在りて当に務むべきの急なり⁽⁵⁷⁾。

つまり本書の目的は、西洋近代を切り開くのものよりも大きく貢献したルソーの「自治」を説く政治思想を理解させるにあると言うのである。

人民主権論に理論的な基礎をあたえた經典的著作であるルソーの社会契約論は、19世紀中葉の東アジアの人士にとってまったく斬新なものであった。明治前半期は、日本語の語彙が現代語にむけてきわめて大きく変化した時期であるが、社会契約も人民主権も四字

熟語としてはもちろんまだ出現していない。二字熟語に分解しても、society の訳語としての「社会」はすでに使われていたが、普及しはじめるのは明治10（1877）年頃からとされる⁽⁵⁸⁾。contract の訳語としての「契約」は明治14年刊の『哲学字彙』初版⁽⁵⁹⁾に見えるが、それには「法理学（今の法学）」用語との限定が付されている。げんに、「契約」の語をもちいて「ゼウヤク（条約）」とルビをふって説明を加えているものもあるのである⁽⁶⁰⁾。また「主権」は津田真道の『泰西国法論』（1868年）にすでに見え、明治14年10月国会開設の詔勅煥発を機に主権論争がかなりにぎやかに闘わされるなかで、ほぼ知識界での日常語として通用するにいたっていたはずであるが、その頃に編輯されて明治22年に刊行された本邦最初の本格的国語辞典『言海』にはまだ立項されていない⁽⁶¹⁾。『哲学字彙』の初版・再版にもなく、明治45年刊の第三版に sovereignty の訳語としてようやく登場するという状況だった⁽⁶²⁾。

これを要するに、このとき「社会」「主権」といった基礎的な術語が語彙として形成途上にあった。兆民はもちろんそのことを知っていたと思うが、それら新語の含意が不安定なため、おそらく使おうとはしなかったのであろう⁽⁶³⁾。そのことはまた後述するが、兆民はそれほど『民約訳解』の翻訳に慎重を期したのである。

ルソーの社会契約説は、人間社会の構成原理を解き明かしたものだから、きわめて複雑な構成と豊富な内容をもっている。しかし本稿との関連においてその骨幹を提示するなら、それは以下の三点であると思う。

- ①人類の歴史は、共同の力を発揮できる新しい結合形式（社会契約）をみつけだすことによって自然状態から社会状態へと移行したこと。
- ②社会の平等な構成員はみずからの自由を確保したままで市民として「一般意志」（*volonté générale*）を策定し（主権者として「法」を制定し）、かつそれに服従せねばならないこと。
- ③社会の平等な構成員として政治的（市民的）自由を保障された人間は、真に自らを主人たらしめる「道徳的自由」（*liberté morale*）を体現せねばならないこと。

①は人間社会の形成史にたいする重要な新視角であり、人民主権論の論理的前提である。全能の神による天地創造説が常識だったのだから、これは冒頭で述べられ、随所でくりかえし説かれる。②は本書の根幹をなす社会の成員相互の契約関係であって、全構成員が主権者として法を制定するとともに個人としてそれにしたがう義務をもつという「二重の関係」がいろいろな角度から丁寧に説明されている。③は実際には考察の対象としないこと

を第一編第八章末でことわっているのだが、社会契約に対応的な市民精神をあえて提示しているのである。

さて、18世紀中頃のフランスといえば、社会という“共同体”についての認識そのものが形成されていないうえに、それを維持していくために平等な存在であるその全成員が主権者として「法」を制定することなど、想像することさえも難しいことだったはずである。そのような中で、ルソーは破天荒ともいべき自分なりの回答を提出したのだった。

それから一世紀あまりをへだてた明治十年代初頭の日本も、平等な人間により構成される社会という“共同体”は夢想するのも難しい状況にあった。兆民が社会契約論を漢訳したのは、そのような日本においてであった。②にかかわることの一つの訳文を見てみると、巻之一「第六章 民約」において、民約とは自からのもつ全ての権利を「衆（全構成員）」にあたえながら、自分が失った全てにくわえて全体の保守にともなうそれ以上のものを得ることができる、という。そして、それを承けて「第七章 君」の冒頭ではこういう。

民約の物たる……“是れ君と臣と交ごも盟って成す所なり”と。然れども所謂君なる者は、衆人相い合わせるものたるに過ぎざるを以て、君と臣と交ごも盟うと云うと雖も、実は人人躬みずから盟うなり。何を以て之を言うや。曰く、衆人相い寄りて一体を為す。將に議して令を発せんとすれば、即ち君なり。別に尊を置きて之を奉ずるに非ず。而して凡そ此の約に与る者は、皆な君たるに与ること有るなり。其の將に令を出さんとする自りして言え、則ち君その臣と盟うなり。其の將に令を奉ぜんとする自りして言え、則ち臣その君と盟うなり。故に曰く“君と臣と交ごも盟うと云うと雖も、実は人人躬みずからと盟うなり”と⁽⁶⁴⁾。

「民約」とは、「民」の一人ひとりが一面では「君」として、他面では「臣」として、自らにたいして「二重の關係」を「約」することだというのである。現在でも、ここに説かれている「二重の關係」をすぐに理解することはむづかしい。この「民」が根本であるという思想を根拠として、あるべき社会では平等な民しか存在しないその「民」が、主権を行使する（令を発する）側面から見れば「君」、その法令に服従する（令を奉ずる）側面から見れば「臣」という二重の關係に在ることを懇切に説明しているのである。かなり理解しやすくなったとはいえ、まだけっして易しいとは言えない。ゆえに、兆民はこのことをくりかえし説明しているのだが、巻之二「第六章 律例」では、一般意志の実現としての法律の制定について、このように訳している。

若し然らずして、挙国の民あい共に事を議し、而してその利害汎く挙国の民に関すれば、則ちその議たるや、即ち民の自から己の事を議するなり。蓋し其の議を決するよりして之を言え、即ち君なり。而してその令を稟くるよりして之を言え、即ち臣なり。唯だ其の名あい異なるのみ、其の挙国民たるは則ち終始一致、初めより党を分かつこと有ること無し。夫れ然うして後、其の発する所の志と其の決する所の事と、並びに公にして私に非ず。予の所謂る律例は、即ち是の物なり⁽⁶⁵⁾。

「民」は「決議者」という側面から見れば「君」、「稟令者」という側面から見れば「臣」という二側面をもっているものであり、「公」なる「律例（法律）」はそのような「挙国民」によって制定されるというのである。付言すれば、このことは巻之一「第八章 人世」の「心の自由」が「我より法を為る」「我より之に循う」ことに基づくものであることを説いた〔解〕、また巻之二「第六章 君権之限極」の、真の法律たることの要件は人びとが会議発令する「君」とそれを遵奉する「臣」の両側面を兼ね具えねばならないことを述べた箇所⁽⁶⁶⁾に付された〔解〕においても、くりかえし説明されている⁽⁶⁶⁾。

ところで上引の下線部は、全集の「翻訳作品加筆箇所総覧」⁽⁶⁷⁾に指摘はないが、兆民が訳し替えた箇所である。桑原武夫等の訳（『社会契約論』岩波文庫）では、全人民が取りきめをする際につくられる関係は「ある見地から見られた対象全体が、別の見地から見られたその全体にたいする関係であり、何ら全体の分割がおこるのではない」という箇所に当たる。中村雄二郎は、ここの兆民訳が「取りきめをする主体の分裂」（圏点は中村）となっているから不正確だと批判しているが⁽⁶⁸⁾、これは兆民の用意を理解せぬ言とせねばならない。

のちに用いて人口に膾炙する「兆民」の号が示しているように、中江篤介にとって、人間はまずなによりも「民」なのであった。「君」「臣」は「民」の生活を維持するための存在と認識していたからこそ、上述のような訳文や〔解〕が紡ぎだされたのである。兆民が儒教の徳化主義をルソーの教化推奨と親和的に捉えていたことは明治11年の「原政」⁽⁶⁹⁾なる文章に明らかだが、遺著の『一年有半』では、民権、自由平等の理は「漢土に在ても孟軻、柳宗元早く之を觀破せり、欧米の専有に非ざるなり」⁽⁷⁰⁾と臆することなく断言している。孟子は「民を貴しとなし、社稷之れに次ぎ、君を輕しとなす（尽心下、第14条）、「天の視るは我が民の視るに自がい、天の聴くは我が民の聴くに自う」（万章上、第5条）であり、柳宗元は「凡そ土に吏たる者、若んじその職を知れるか。蓋し民の役にして、以て民を役するのみに非ず。凡そ民の土に食む者、その十が一を出だして、吏を備うは、平を我れに司どらしむるなり」（『送薛存義序』）である⁽⁷¹⁾。

「君」「臣」の語から普通に意識されるものは、おそらく「民」にたいする支配者としての君であり臣である。しかし小島祐馬によれば、儒家思想の本質は「君権を拘束」とするところに在り、「君主の専制を抑えるための種々の理論が構成」されてきたという⁽⁷²⁾。つまり、民がこの世の主人公であり、君はその付属物、臣は君をたすけて民に奉仕すべき存在なのである。明末の黄宗羲が「原君」「原臣」で民の役にたたない君・臣の無用を説き、幕末の横井小楠はアメリカの賢者につたえる「民主（大統領）」制を賞賛した⁽⁷³⁾。時空をへだてて黄と横井が君主制批判と民主制賞賛を説くことができたのは、儒教がそのような思考をみちびくことのできる思想的核心を有していたからなのである。兆民はそのような儒教思想に立脚してルソーの社会契約論を咀嚼したのであった。

ところで、上に引用した『民約訳解』巻之二第六章の訳文（17頁）は、和訳『民約論』ではこのように訳されていた。

全国民相集テ全国民ニ係ル事件ヲ議スルトキハ、人々已レヲ視ル而已ニシテ他ニ関セズシテ、乃チ臣庶トシテ立言スル所ノモノヲ君主トシテ決スルナレバ、彼此ノ間二人有ラズシテ全部ヲ欠クコト無フシテ、其ノ意ハ真ニ衆人ニ出デテ其事ハ真ニ衆人ニ還ル故ニ、余ハ茲意ヨリ生ズル所ノモノヲ名ケテ之ヲ国法ト曰フ、⁽⁷⁴⁾

ここで關鍵となる語は「国民」「臣庶」「君主」である。「臣庶」はいまでは使われない言葉だが、「臣僚」と同じ意味。「国民」がつどい、「臣庶」として提議し「君主」として決定したものが「国法」だ、というのである。「彼此ノ間二人有ラズシテ」の一句に、「国民」が「臣庶」「君主」の両側面をもつものであることを理解させようとする兆民の用意を窺うことができる。しかし人々は、天皇（すぐ前には将軍、隣国では皇帝などの君主）に統治された経験とそれに対応する概念装置しかもっていないのである。君主に統治される現実を突き抜けてそこまで思想を飛躍させることは、多くの読者にとってかなり難しいことであつたろう。

ここで注意すべきことは二つある。第一は、和訳で「君主トシテ決スル」と君主が議決の行為者であるかに説明されていたものが、漢訳では「議を決する」という行為の性質が「君」という概念と対応するように説明されていることである。漢訳の「君」は現実存在としての「君主」から離れた抽象的機能を示すものにされた。第二に「国民」「君主」「臣庶」の語が「民」「君」「臣」に変えられたことである。表面的には意味内容の変化は無いかのようなのであるが、言葉の本来の意味において「民」と「君・臣」との関係性を措定することにより、万人の平等性に根拠した「二重の関係」をより簡明に説明しようとしたので

ある。天賦人權は平等な存在としての「民」を措定することによって現出し、人民主権は君主制下で「君」と「臣」により行使されていた権能をその「民」が「自から治めて」行使することにより実現される。言い換えれば、平等な自律的個人が公の事にあずかり、国家意志に従うということで、社会契約論の基本は十分に説明されることになった。

かくして、卷之一「第六章 民約」の最後の文段では、社会契約により成立する諸関係がこのように説明される。

民約すでに成る。是に於いてか、地、変じて邦と為り、人、変じて民と為る。民なる者は、衆意の相い結びて体を成す者なり。是の体や、議院を以て心腹と為し、律例を以て気血と為し、斯くて以て其の意志を宣暢する者なり。是の体や、自から形を有せず、衆身を以て形と為す。自から意を有せず、衆意を以て意と為す。是の体や、昔人之を称して国と曰い、今や之を称して官と曰う。官なる者は群職を裁理するの謂なり。其の衆と往復するよりして称するも、亦た官と曰う。其の令を出すよりして称して君と曰い、他人之を称して邦と曰い、其の衆を合して之を称して民と曰い、其の律例を議するよりして称して士と曰い、其の法例に循うよりして称して臣と曰う。然りと雖も、此等の称谓或は相い通用して、分別せざる事有り。其の本義を尋ねれば宜しく此の如かるべし、と云うのみ⁽⁷⁵⁾。

ここで煩を厭わず重要語彙の原語を確認しておこう。まず、「民」は *Peuple*、「君」は *Souverain*、「臣」は *Sujets* である。法律制定者としての民＝「士」は *Citoyens*、その結合体としての「国」は *Cité*、他と並称するさいの「邦」は *Puissance*、シテの現在の呼称＝「官」は *République ou Corps politique* である。ここで分かりにくいのは「官」である。兆民はそれが国家機能全般をおおうものと補っているが、「官」とは官体であって、耳目口鼻心を人身の五官といい、各々司どる所の職あるを云うのと対応させればよいだろう⁽⁷⁶⁾。

岡和田常忠は「兆民は、一旦重要な観念に会えば断固として一字訳である」と指摘したが⁽⁷⁷⁾、上引の二文からも分かるように、兆民は基礎的な概念を表すのに一字訳を意識的に追求している。そして、二字漢語等の使用において概念の安定せぬ新語の使用に抑制的である。卷之一の第六・七章で拾えば、所謂新漢語と見なすべきは「民約」「自由」「公意」くらいである。にもかかわらず、西洋近代を切り開いたルソーの思想を漢訳することに成功したのだから、「三千年来磨きに磨いた支那の文字で、幾万という文字で適当な言葉がないといふのが間違ひである」といったのは単なる大言壮語ではなかったのである。

兆民の苦心が服部徳訳『民約論』（以下、服部訳）、と原田潜訳『民約論覆義』（以下、

原田訳)ではどうなっているか、第一篇第七章の冒頭の文章(16頁)で比較してみよう。服部訳はこうである。

前ニ挙タル名称ニ由テ觀ルトキハ、民約ハ社会ト社員トノ間タノ誓約ヲ包容セリ。而シテ社員ハ各々其義務ヲ尽クスニ於テ二種ノ性ヲ具有スルナリ。即チ社員、衆庶ニ対シテ其義務ヲ尽スニ於テハ君主ノ一肢ノ如ク、君主ニ対シテ其義務ヲ尽スニ於テハ国家ノ一肢ノ如シ。之レヲ要スルニ社員ハ自己ト誓約スルニ過ザルノミ。但シ民法ニ於テ謂フ所ノ、一人ノ自己ト為シタル誓約ハ之レヲ遵守セザルコトヲ得ベシトノ道理ヲ引ヒテ、茲ニ之レヲ論スルコト勿レ。如何トナレハ、一人ノ其自己ト誓約スルコトト已レ全体ノ一肢ニシテ其全体ト誓約スルコトトハ、甚タ相違スル所アレハナリ⁽⁷⁸⁾。

「民約」はけっして実体としての「社会」と「社員」との契約ではない。それはさておき、引用文だけでは分かりにくいのが、ルソーが説こうとしている「二種ノ性」即ち二重の関係を「衆庶ニ対シテ……ハ君主ノ一肢」、「君主ニ対シテ……ハ国家ノ一肢」という説明から理解することはかなり難しい。

原田訳は、井田進也等の「解説」によれば、全面的に服部訳に依存しているため、服部の「語学力・読解力の不足からルソーの錯綜した論理を辿りきれない」と原田もこれに「追随」しており、大幅な「加筆」でもってようやく「論理的破綻を回避」しているという⁽⁷⁹⁾。同じ箇所原田訳はこうなっている。

抑々民約トハ、民法ニ所謂ル自己ト自己トニ為シタル契約ハ、之ヲ循守スルモ循守セサルモ亦タ自己ノ意ニ一任スルモノナレハ、法律ノ之ヲ責ムヘキナシト云ヘル原則ニ大差異アリ。即チ前ニ述ヘタル如ク、民約ハ社会ト人民即チ社員トノ間ノ契約ニシテ、社会ヲ全体ト見做セバ社員ハ其一肢ニシテ、相ヒ分離スルヘカラサルモノナレハ、其契約モ自己ト自己ト為スニ異ナラス。故ニ社員カ各々其義務ヲ尽クスニ二種アリ。社員一同ニ向ツテハ君主ノ一肢ノ如クニ其義務ヲ行ヒ、君主ニ対シテハ社会ノ一肢ノ如クニ其義務ヲ尽ス□ナリ⁽⁸⁰⁾。

余分な文章が入っているのはさておくと、訳文の内容はほとんど同じであるかに見える。しかし、服部訳の「国家ノ一肢」が原田訳では「社会ノ一肢」に変えられている。理解しやすくしようとしての措置と考えられるが、ルソーの「国家」なる概念にたいする原田の誤解をうかがわせるにたるものである(原語は *État* だから、原田が故意に変えたのであ

る)。社会が即自的な構成体であるのに対して、国家は対自的な機構であるはずだから、両者の境界を無造作に越える原田の翻訳姿勢に危惧を懐かざるをえない。種々の集団にたいして「社会」なる訳語を無原則に濫用している状況から推せば、原田は society についての理解を欠いていたと思うしかない。

その結果として、原田訳はこのような所にまで突き進む。第二篇第四章「君主ノ権限」の一段では、「民約ニヨリテ政治社会ニ無限ノ大権ヲ賦与スルハ実ニ天理ニ基クモノ」であって、「国トハ衆人ノ公同一致セルニヨリテ其生命及ヒ其意志ヲ賦与セル道理上ノ人即チ無形人」であり「無形人タル国家ニ代リテ其権力ヲ維持スルモノハ君主」である、という。つまり、国家は民約によって大権を賦与され、その権力は君主により維持（行使）されると、人民主権論があたかも君主主権論であるかに描かれるのである。その結果として別の箇所の「覆義」ではこう言うにいたる。

国ハ衆人ノ合同一致ナリ、国家ハ一会社ナリ、人民ハ社員ナリ、社員ノ中一人ノ公同共有ノ権力ヲ維持スルモノヲ君主ト云フ、⁽⁸¹⁾

これでは、民約が現実の君主を創り出すことになる。「覆義」を名目とする加筆が会社の譬えとなり、主権者が君主そのものに变化してしまったのである。これは、あるいは語学力の不足以上に原田自身の指向が顕現した部分であったかもしれない。なぜなら原田は「自叙」において、本書（民約論）が「以て建国の定理・為政の大本を認めて世道人心を維持するに足る」（原漢文）著作であり、それに「覆義」をくわえて「世人をして分を守らせ、心志を国家の利害に^お負^おかせることを^{ねが}庶幾う」と、ルソーの社会契約論とはおよそ似つかわしくない言辞を堂々と書きつけているからである。

ただ、ここで急いで断っておくが、ほとんどルソーの原意と逆のことを説くにいたった原田訳も、世間ではルソーの人民主権説を説く書物として流通したことに注意しなければならない。それはまず、もってまわった説明を覆義として付けることによって論理的破綻を弥縫したことによって得られたのだが、さらにそれ以上にルソーの書物ということから引き出された信用であった。書物は著者の意図どおりに読まれ、流布するわけではないのである。

論ずれば限りがないが、『民約訳解』がルソー「社会契約論」の説くところを服部訳、原田訳とは比較にならないほどよく翻訳解説したものであったことは、以上に見た若干部分の訳し方だけでも分かるであろう。

兆民全集第1巻の解題によれば、『民約訳解』は翻訳として、服部訳『民約論』、原田訳『民

『約論覆義』よりはるかに優れたものであるという。明治初期の翻訳を総体として論じた加藤周一は、漢文訓み下しが「一種の翻訳」であるとして、日本文に内在化された漢語が翻訳にとってもつ意味を指摘したが、兆民はさらに漢文そのもので翻訳したのである⁽⁸²⁾。飛鳥井雅道はそれを「明治思想史の金字塔」と賞賛しており、実際、明治40年の『太陽』の増刊「明治名著集」では、『民約訳解』は福沢諭吉『学問のすすめ』、坪内雄蔵『小説神髓』、徳富猪一郎『新日本之青年』などとともに収められているのである⁽⁸³⁾。また安永寿延は、翻訳刊行後一世紀を経てなお兆民訳は「第一級の翻訳」だといい⁽⁸⁴⁾、山田博雄は、『民約訳解』が「ある意味では今日においてさえ、『社会契約論』理解の高さで群を抜くだろう」と評価する⁽⁸⁵⁾。量的には原書全体の三分の一を訳しただけなのだが、これほどの評価を受けたのだから、訳解に心血を注いだ兆民としては冥利につきよう。

ただ注意すべきは、これらの評価が漢文を読み下した「訓読文」を媒介にくだされていることである。というより、フランス語の原文を読み解いて、ルソーの本意が訓読文でうまく述べられている、としての評価と言った方がよいかもしれない。「訓読文」には、原文の風格をできるだけ残そうとするものから、一読意味を取りやすいように補いを多くする流儀のものまで種々の流儀がある。ただ、読み下されると同時にそれは漢文であることをやめて、みな日本文に成り変わるものであって、上掲の評価が漢文そのものにたいするものでないことは銘記しておくべきである。

日本人が漢文（漢詩を含む）を作文する際の思考回路は複雑だから捨象することにしよう。しかし作られた漢文を理解・評価する際には、みな（敢えて「みな」という）日本文の一形態としての訓読文を通して考えることは確かである。そうであればこそ、『中江兆民全集』では『民約訳解』には島田虔次による訓読文⁽⁸⁶⁾があわせ収録されているのである。つまり、日本人にとっての漢文はあたかもバイメタルのように、漢文という外国文の様式と訓読文という日本文の思路を接合したものとして存在していた。したがって、中華文明圏における漢文の優位がくずれるとき、それが解体する運命にあったことは贅言するまでもないであろう。

IV 『民約訳解』をとりまく諸条件——文字・語彙・文体 ——

『民約訳解』は漢訳であったにもかかわらずと言うより、むしろ漢訳であったがゆえに、名訳との評価を得てきた。しかし、いささか奇妙に聞こえるかも知れないが、兆民の大事な翻訳文で漢訳されたものは『民約訳解』だけなのである。げんに、『非開化論』Jean Jacques Rousseau, *Discours sur les sciences et les arts*（『中江兆民全集』第1巻）、『維氏

美学』Eugène Véron, *L'Esthétique* (同第2、3巻)、『理学沿革史』Alfred Fouillée, *L'Histoire de la philosophie* (同第4、5、6巻)、『道徳学大原論』Arthur Schopenhauer, *Über das Fundament der Moral* (同9巻)はみな和訳である。ちなみに柳父章は、兆民が翻訳の際に「幼い頃に育てられた言葉の感覚」にもとづいて漢語、即「中国の古典文章語 Chinese characters」でものを考えていたから『民約訳解』を漢訳したというのが⁽⁸⁷⁾、到底賛同することはできない。

残された漢文は、数は多いが、分野としては墓碑銘、序文など、漢文で書くことが普通だったものであり、その総字数は約5000字にすぎない⁽⁸⁸⁾。それに漢文修業時代の文章が7篇、約5000字遺されている⁽⁸⁹⁾。やや毛色がちがうのが1793年6月の「山岳党憲法における権利宣言」を漢訳した「一千七百九十三年仏蘭西民権之告示」⁽⁹⁰⁾(『政理叢談』第1号)であるが、これは次号以下に掲載された『民約訳解』の前奏曲だったのだろう。つまり、兆民も普通には和文を用いて翻訳していたのであって、あえて言うなら、『民約訳解』だけをことさら漢訳したということになる。

それでは、兆民の「暢達の漢文」は多くの読者を獲得したのであろうか。答は「ノン」である。小島祐馬は上引の文章(12頁)でこう書いている。兆民の文章は『一年有半』が遺稿ゆえ売れた以外はあまり売れなかった。「内容そのもの、また論調なども平易に書いてはあるが」、『左伝』、仏語、『易』、『莊子』などの言葉が「自由自在に使ってあるので、肝心のところがわからないのだ。」『民約訳解』の冒頭、「今や天下ことごとく微纏きぼくの困を免れず」を「鉄鎖につながれている」の意味に理解するには、『易』を読んでいないと理解できない。「そうした典拠のある字を自由自在に使うので、一般人にはわからなく、したがって読まれなかったのである。そうかといって彼は世にこびなかった。売れるような文章は書く気はなかった」と。この姿勢は、桑原武夫がいうように、社会的な正邪よりも自身の内部における快不快の原理にささえられた理想執着性に発するものであったろう⁽⁹¹⁾。

小島の批評は至言であると思うが、注意しておかねばならないところがある。小島は京都帝大法科大学を卒業したあと、ややあって同文科大学の支那哲学史専攻を卒業し、助教授に就任後、2年半フランスに留学した。郷党の約30年後輩で、学の系譜としてはほとんど兆民をなぞったような軌跡を歩んだ人物だということである。したがって、ここにいう「平易」は漢文に通暁し、ルソーをも深く理解した学者の言として聞かねばならない。すこし蛇足をくわえるなら、兆民の漢文の師であった甕谷や中洲が『民約訳解』について発言していないのはルソーの思想を十分に理解できていなかったからであろうし、自由民権論者の多くは兆民の文章の不朽への思いを共有することは無かったにちがいない。

実際、『民約訳解』は読まれなかった。全集の解題はいずれも周到な調査をふまえた優

れた研究なのだが、『民約論』・『民約訳解』の反響⁽⁹²⁾には『民約訳解』の増刷再刊についての記述はない。ただ反響の一例として、原田潜が翻訳にあたって『民約訳解』を参照したことの指摘があり、それはきわめて興味深いものである。すなわち原田訳は、兆民訳単行本を参照した「第一編」においては「思想的混迷を比較的まぬがれている」のにたいし、その「第二編」は時間的に利用が可能であったはずの『欧米政理叢談』掲載分も参照していないから思想的混迷がひどい、というのである。このことから、解題筆者は『欧米政理叢談』が予約購読者にしか読まれていなかったという判断を導いている。この判定は刊行物と読者の関係として重要である。しかし、先行の訳文とあらたな翻訳者との関係という視点から見ると、原田は予約購読者の手許にある叢談を入手しようとしなかったことになる。そのことはかれの怠惰を示しているだけかもしれないのだが、おそらく、参照の効果をあまり上げることができなかったこと、つまり兆民訳を十分に読みこなせなかったことをも証明しているのではないかと思う。もっとも本腰を入れて立ち向かうべきはずの訳者にしてこのようだったとすれば、一般の読者にとってそれがどのようなものだったかは、思い半ばにすぎるものがあるであろう。

また、加藤弘之の転向の書として有名な『人権新説』をとりまく状況も、あるいは『民約訳解』読者の理解を反映するものだったかもしれない。民権論を圧伏せんとして天賦人権説の誤りを高唱する同書は、時あたかも『民約訳解』単行本と同じ明治15年10月に刊行された。自由民権運動の高揚期であったから、それにたいする駁論は噴出した。しかし管見のかぎり、それらのなかに『民約訳解』に依拠して反駁した文章は見あたらない。そのことはルソーの複雑な論理で立ち向かうことの困難、即ち『民約訳解』が自由民権論者たちに十分には読解されなかったことを物語っているにちがいない。

とはいえ、それなりの読者はいた。難しいものを完全に理解できなくても、書物には各人各様、それなりの読み方があるものだ。その点で、民権論の推移に関する陸羯南^{くがかつなん}の指摘は傾聴にあたいる。陸は云う：明治十年代に板垣等立志社系の民権論について、兆民たちの民権論が登場するが、その論は「西洋第十八世紀末の法理論を祖述し多く哲学理想を含蓄した」ものであるがゆえに「一層深遠」なものと受けとめられた。「中江氏等の主にも崇奉せしはルーソーの民約論なるが如く、『政理叢談』は殆んどルーソー主義と革命主義とを以て其の骨髓となしたるが如し、其の説の大意に以為らく：自由平等は人間社会の大原則なり、世に階級あるの理なく、人爵あるの理なく、礼法慣習を守るべきの理なく、世襲権利あるの理なく、従て世襲君主あるの理なく、俗は質朴簡易を貴び、政は民主共和を尚ふ」と。かくして、「一時は壮年血気の士をして『政理叢談』を尊信せしむるに至れり。此論派の特色は、理論を主として実行を次にし、所謂論派たるの本領を具へたることはな

り、其一時世に尊信せられたるは実に此点に在り、而して其広く世に採用せらりさりしも亦此点に在り」と⁽⁹³⁾。このようであったとすれば、三宅雪嶺のいう政府と争う気概の内実は、これら人士においては「民約論」であったといえるが、それは情感をたぎらす促進剤となりえたとしても、論敵にたちむかう学理として消化されるまでにはいたらなかったと見ておくしかない。

ここまで書いてきて、『民約訳解』がきわめて矛盾した状況のもとに置かれていることに気付く。兆民は西洋近代思想を訳するには漢訳が一番といいながら、実際には『民約訳解』しか訳さなかった。その『民約訳解』は名訳と評価されるものなのだが、あまりきちんと読まれることはなかった。この問題の解決は難しいが、『民約訳解』の歴史的意義はこの矛盾した状況の中にこそあるのではないか。漢訳に深くかかわる文字・語彙・文章の三つの角度から問題を探ってみよう。

まず、文字＝漢字の問題である。

一字訳は語彙の問題でもあるから、ここでは西洋の音（たとえば固有名詞）を写すのに漢字を用いたことだけを採りあげよう。ルソーを兆民は婁騷 lou2 saol、服部は蘆騷 lu2 saol と写していた。日本には仮名があるのになぜ漢字を用いたのか。清国での書記法に従い学んだのである。人名も地名も正しく読むことは難しい。19世紀に入って清国では西洋人宣教師の活動のもとに辞書も訳書もたくさん作られたから、それに依拠するのがもっとも簡便かつ確実だった。その結果として日本漢音とはかなり離れた「華盛頓 Washington」や「墨銀 Mexico dollar」が定着することになる。

その落差がどれほどのものであったかは、学術用語の訳語の統一を目指した『哲学字彙』（後述）の初版（明治14〔1881〕年）・再版（明治17〔1884〕年）に付された「清国音符」がその明証である。それは、Chinese Symphonious Characters, From Notitia Linguae Sinicae Translated by J. G. Bridgeman との表題下にかかげられた漢字音の一覧表である。「亜 a」に始まり、「詠 yong」に終わる単漢字（約4300字）の清国音をたんにラテン文字で表記し（方式未詳）、27頁にわたってアルファベット順に排列してある。初版の場合、本文が99頁であるから、大変な割合といわねばならない。きわめて重要なものであるはずなのに、当時の読者には自明のことだったからであろうが、その用法についての説明はない。三浦国雄は、西洋語の漢訳当て字（主として固有名詞）を解説するためのものと判断しているが⁽⁹⁴⁾、それが正解だと思う。つまり、日本に仮名はあったが、それを活用することのできる基礎を欠いていたのである。

この方法は日本人にとっては煩わしいものだったから、自国での知識の蓄積がすすむと廃止しようとの動きが出てくる。明治20年の『東洋学芸雑誌』に、サンフランシスコ

を「桑港」と書くことなどをあげ、「言文一致」の主張とからめて地名表記に漢字を用いることに反対する呼びかけが行われている⁽⁹⁵⁾。『東洋学芸雑誌』とは、イギリスの *Nature* をモデルにした日本最初の学術雑誌であるから、その間の屈折した事情を窺うにたるであろう。明治期を通じてこの書記法はつづいたが、次第に減少した結果として『哲学字彙』三版（明治45〔1912〕年）では「清国音符」は無くなっている。

かりにこの時をもって、西洋音の表記が中華の漢字から日本の仮名へと変化した分期点とするなら、模倣学習から独立自主に到るまでには半世紀以上の時間がかかったことになる。ある論者⁽⁹⁶⁾は、明治維新以後における西洋の学問と思想の移入の場合、原語である西洋語とそれを訳出する漢語とで二重の疎外を蒙ってきたとして、『哲学字彙』三版の「Aristotle 亜利斯特德」をその例証としている。これが異文明の移入受容の歴史過程を無視した見解であることは以上に明らかであろう。兆民の『民約訳解』はこの過程で自立にむけての転換が起きつつあるそのような時期の産物だったのである。

つぎに語彙の問題を採りあげよう。

日本語の語彙は明治維新を境に大変化をおこしたのであるが、もっとも顕著な現象の一つは漢語の大流行であった。維新後急に漢語の使用が流行して日用文書や会話にも用いられ、紅袖の小娘や青衣の賤者まで漢語、胡語（洋語）をふりまわすようになり、漢語の字引類、漢語の番付、漢語入り都々逸、漢語独手引などという銅版摺扇子まで行われたという⁽⁹⁷⁾。また、よく知られている話として、石井研堂の記述がある。「明治維新後、日常の会話に、漢語を使うことの大流行を見しは、奇なる現象なり。思うに、これ維新の風雲に際会してにわかに擡頭せる官吏は、多く月落ち烏鳴いて的書生畑より出でし人々であり、その人々の使用語が、優越語標準と認められ、それを真似るのが天下一般の維新色を発揮せしにあらざるか」、官の「布令多くは支那の語を行う」がゆえに「十人に八九人」が理解できなかったという⁽⁹⁸⁾。妓女の口頭話は単なる風俗現象であるが、布令が読めないのは政治問題である。書面語としての漢語の使用が方言差を越えた共通語の形成を容易にしたといわれるが、その反面では知識差にもとづく理解の不徹底という問題を生んでもいたのである。

明治前半期における日本語のこの変化をもっとも端的に表すものとして、ヘボン『和英語林集成』は有用な史料である。その見出し語数は、初版（慶応三〔1867〕年）が20,772、再版（明治五〔1872〕年）が22,949だったものを、三版（明治19〔1886〕年）では35,669に増やしたという。再版から三版にかけては十数年間でしかないが、その間の増加数は12,700以上（削除されたものがあるから実数はもっと多い）、訳語も増やされているから、日本語の新語数はさらに多いのだが、それらの新語はほとんどみな漢語だったと

いう。また、増やされた語彙はみな一般語で、もし専門語を加えるなら、さらにほぼ同数を増やさねばならなかった、という状況だったらしい⁽⁹⁹⁾。

専門語について言うなら、自然科学諸分野用語集の概略は本書武上論文の付表を参照してその一斑を窺ってほしい。人文・社会科学方面では、たとえば西周の新造語が240語にも上ることを論じた手島邦夫の研究⁽¹⁰⁰⁾ など、国語学方面の蓄積はかなり進んでいる。しかし、ここでは専門訳語統一のための基礎的な作業として取り組まれた『哲学字彙』についてやや詳しく見ておこう。

『哲学字彙』は明治14(1881)年4月に初版、3年後の明治17年5月に再版(改訂増補版)、さらに30年ちかくを経て明治45年1月に『英独仏和哲学字彙』と書名をあらためた三版が出された。編者は井上哲次郎を中心とした東京大学の教授たちで、その目的は西洋で生まれた諸「科学」の専門術語にたいする日本語の対応語彙を選定し、汗牛充棟ともいふべき翻訳書にあふれる訳語の錯雑を正すに在るという(第三版序)。初版緒言に特にあげられた学科名は、倫理学、心理学、論法(Logic)、世態学(Sociology)、生物学、数学、物理学、理財学(Economics)、宗教学、法理学(Jurisprudence)、政理学(Political science)の11科である(括弧内は初版立項の語)。今日の人文・社会科学を主に、自然科学の一部までふくんだものを「哲学」で括るからには、哲学に諸学をたばねる地位を与えようとしていたと見てよいだろう。

立項された語彙数は、初版が1,952、再版が2,732、三版が10,419である⁽¹⁰¹⁾。初版、再版の数値はヘボンという1万云々とは隔たっているが、分野をかぎり、採録基準に差異があることを考えれば、とくに問題にする必要はないだろう。それより、こちらは明治後半期の変化を反映しているのだが、再版から三版にかけてほとんど4倍という増加率に注目しておこう。くわえて、各項目には一ないし数個の訳語があてられているから、訳語数の増加とその質の向上はまこと注目にあたいする。

ところで、この『哲学字彙』に採用された訳語はすべて「和語を排し、徹頭徹尾、漢語」で押し通したものだ、ゆえに「一見したところ英漢辞典のような印象を受ける」と三浦国雄はいう⁽¹⁰²⁾。三浦は、それらの訳語が「思想のレベルでは、多様な中国の思想用語」を総動員したものであり、そこで「柱と頼まれているのは儒教、特に宋明学(朱子学と陽明学)」の術語であるといい、Substanceの訳語に「本質、本体、実体」とならべて朱子学の核ともいふべき「太極」が採られていることを指摘する。ちなみに、井上がその典拠として孔穎達『周易正義』の文章を引くのにたいして、それでは「太極」が「理」ではなく「気」になってしまうと、三浦は述べているが、あるいは「現象即実在論」者であった井上⁽¹⁰³⁾が意図的に正義をもちだしたのかもしれない。

くりかえすが、幕末の普通の知識人にとって必須の教養は朱子学だったのであって、明治の新教育をささえる基盤としての新語彙がそれにもとづいて選定されたのである。訳語の語彙数は『哲学字彙』初版索引⁽¹⁰⁴⁾で数えると約2,900語だから、原語にたいし平均1.5語となる。3年後の改訂増補を経て、明治末年の三版では1万をこえる原語が立項され、多くの語で訳語の数がかなり増やしているから訳語の総数は2万をはるかに越えて数万にのぼるであろう。ということは、訳語の統一という当初の目標に逆行していることになる。しかし、30年間の経験の蓄積が原語と訳語の語義の間にただようゆらぎの自覚を深めたことの反映であろうが、きわめて多くの新漢語が西洋新文明との接触の結果として創り出され、日本語史上未曾有の大変化がこのときに発生したのである。

このような大変化が起こっている時期に、兆民は漢学の豊かな蓄積に満幅の信頼を置いて、新漢語の使用にたいしてきわめて抑制的な態度でもって西洋の最新思想である「社会契約論」を漢訳した。これは欧化万能の時世にあって、中流の砥柱よろしく漢文の価値を高唱する営為なのであった。

しかも兆民は、日文訳（訓読体）を採用した他の多くの訳著では、独自の制約は課しながらも新漢語を作成して使用していた。もっとも見やすい例としては、『理学鉤玄』に見える西洋哲学の諸流派の名称がある。兆民は、「定断派〈ドグマチズム〉」と「懷疑派〈セプチシズム〉」に分類し、後者の下位に「実質説〈マテリアリズム〉」と「虚霊説〈スピリチュアリズム〉」等を配している（〈〉内は原ルビ）。「凡例」において、その訳語は「博ク經子語録及ビ仏典ノ類ヲ蒐討スルトキハ定テ相合スル者有ル可シ」、されど「独奈セン、著者少子ヨリカヲ西学ニ専ニシテ未ダ広ク群書ニ及ブコト能ハザルヲ以テ訳語往往強捏鄙陋ヲ免レズ、是ヲ以テ々々原語ヲ旁注シテ煩ヲ厭ハザル者ハ、読者ノ心目ヲ眯セザルコトヲ求且ツ大方ノ示教ヲ乞フガ為ナリ」と記すところに、その苦心のほどを窺うことができる⁽¹⁰⁵⁾。訳語選定の原則は変えていないと言うが、兆民がこのように対処していることは、人びとが新漢語を量産することにある種の「許可」を与えることになったはずである。

実際、音と義を一字にそなえた漢字は卓越した造語能力⁽¹⁰⁶⁾をもつ文字だった。基本的に二文字（二音節）で連体修飾・連用修飾構造はもちろん、主語－述語・述語－目的語構造などの語彙を作ることができるのである。それを基軸に前後に接頭・接尾字をつければ汎用性は飛躍的に増加する。しかも、名詞および動詞、形容詞、副詞の語根は漢字をもちいることにより、それらの新造語彙は日本語としての訓読文体に適応的に機能させることができるのである。俳句の革新をとねえた正岡子規が「明治時代の新事物の名称には漢語（又は洋語）を用ふること多し。故に其事物を詠ぜんとすれば勢ひ漢語を用ゐざるべからず」といっているのも⁽¹⁰⁷⁾、このような潮流を指してのことである。

西洋の専門語に対応する日本語相当語彙（基本的に素性は漢語）の作成がすすんだ結果として、東京大学講師穂積陳重は明治14年から20年にかけて法学通論など法律学の講義すべてを邦語で行えるようになったという⁽¹⁰⁸⁾。それまでは英語（科によっては独語・仏語）で授業していたのである。また明治15年に、東京大学で各学科の卒業論文を邦文・漢文で書いてもよいとした⁽¹⁰⁹⁾のも、同性質の制度変更であった。

明治時代は洋学全盛の時代であり、漢学が文化の首座の地位を失ったことは周知のとおりである。しかし、漢学の水準が史上もっとも高かった時代であったことも同時に認められねばならない。幕末に全国に設けられた藩校の中心学科はすべて漢学（朱子学）であった。くわえて程度はさまざまであるが塾があり、郷学、寺子屋が裾野をささえていた。このようであったから、維新後において新しい近代的教育体制を確立するに際し、ことがらの自然として漢学はその重要な一基礎にとりこまれた（時期により積極・消極の差があるが、いまは無視）。たとえば、京都の「小学課業表」（実際には今の小学校から高校くらいの課程を包括）によれば、「算術」課における「加法・減法」から「開平方・開立方」にいたる課程に対応して、「句読」課の漢学教材としては『孝経』／『論語』『大学』『中庸』／『孟子』『小学』／『五経』／『易知録』が5段階に排されている（「暗誦」課には英語・ドイツ語も組み込まれていた）⁽¹¹⁰⁾。そして、いちばんの基礎である小学校児童数は、学制公布の翌明治6（1873）年132万人から、同15年300万人、同45年704万人へと増えているから⁽¹¹¹⁾、漢文読解者の裾野が広がっていったことは一目瞭然である。

そして文体である。

どの国でも近代における書き言葉の根幹をなす文体の歴史は、文語体から言文一致体への流れとなって表れる。日本の場合、その過程で漢文訓読体という文体が特に重要な役割を演じた。

くりかえすが、前近代において日本で文章の最高位に在ったのは漢文である。漢文は外国語だから、日本人には難しい。なかでも漢詩は難しいが、江戸時代の後期には「日本文学としての漢詩」が成立したとされる⁽¹¹²⁾。明治時代になると、作詩者は増え、吟社・文会が盛行した。三浦叶の統計によれば、漢詩文専門誌が明治18年までに684種も簇生している。三浦が集めた漢詩文集を十年期単位で比較すると、明治零年代約10点に比し明治十年代に約3倍に激増、その後もおおよそ約30点を数える⁽¹¹³⁾。明治十年代には活版印刷が始まったという経済的な要因にくわえて清国文人の来日による交流機会の増加、新漢語・新意境の開拓といった作詩への内的な高揚があつてのことだった。大町桂月は「明治二十年代は実に漢詩全盛時代」であつて、旧文化が破棄され、漢学が疎外された最中に漢詩が「彬彬として一時の盛を極めた」のは「真に古今の一大奇現象」だと云っている⁽¹¹⁴⁾。

作者の見識が作品の高下を規定することを指摘するのは、俳句・和歌の革新運動の指導者、正岡子規である。漢詩もよくした子規は「本邦在来の耳なれ口なれた和歌が下落して外国語の珍奮漢的の漢詩が騰貴する」のは「歌人に見識なきに由るものにして、歌人に比すれば詩家に見識猶数等の上にあるを証すべきなり」と述べている⁽¹¹⁵⁾。また三者の進歩の程度をくらべて詩を第一とし句を第二とし歌を第三とすとも評価し、漢詩壇の殷賑は「老人そっちのけにして青年の詩人が出たる故に候」とその功績を青年の活躍に帰していた⁽¹¹⁶⁾。古い革袋と見えるものの中で、時代に合った新しい酒が醸されていたのである。

日本の漢詩が文明開化の時代に新たな活力を得てこのような隆盛状況を呈したのは、日本語が転換期に直面したことによって押し寄せてきた大きなうねりの一波頭であった。日本の文体は「平安朝の仮名文の発生、鎌倉期の和漢混淆文の成立」という二つの特筆すべき発展を見せたのであるが、さらに「明治二十年前後を期して新文化とともに招来された欧文脈を主流として文章史上稀にみる大転回」を遂げたとされる⁽¹¹⁷⁾。それはやがて大正時代における言文一致へと収斂されることになるのだが、その過程における一階梯として「欧文脈」なるものが生みだされた。「欧文脈」とは、「近代意識」を表現するために「漢文訓読体漢語」と「欧文直訳体」とを結びつけた和漢欧融合の新文体をさす⁽¹¹⁸⁾。この新しい文体は「今文体」とよばれ公文書・教科書・新聞雑誌などあらゆる分野で広く用いられるにいたる。

日本における文体の大転換には、幕末から大正にかけてのほとんど一世紀の時間が必要とされた。その過程で明治維新以後の四半世紀がとりわけ混沌と新生のエネルギーが煮えたぎった時期であった。兆民によれば、それは「文学の戦国時代」であって、「訳〔原注：洋文〕体有り、言文一致体有り、侍り^{はべ}覺り^けの体有り、各種雑用の体有り、惟ふに是等の諸体各短長有り、崇重典雅の様を見はし、若くは悲壯慷慨の状を写すには、漢文崩し最適当なるを覚ふ、委曲詳密透得十二分なるを求むるは、翻訳体若くは言文一致体に如くは莫し、優美の色彩を発するは、侍覺の体を長とす」といい、結局、欧米諸国同様の「言文一致体」におちついた、という⁽¹¹⁹⁾。

兆民のいう「漢文崩し」は上引の「欧文脈」、即「漢文訓読体漢語」＋「欧文直訳体」の新文体とはほぼ同じものと見てよい。それは言文一致体を準備した、その一段階前の文体であるが、その実質的な骨格はいわゆる「訓読体」である。言うまでもなく、訓読体は漢文に従属した存在、敢えて言えば漢文の寄生物でしかなかった。しかし、それが和文「欧文脈」の骨格の役割を担うにいたったということは、本体の漢文から半ば独立した存在となったということを意味する。そして、それはそれ自体の進化をともしつつ完全に独立して言文一致体の中に溶融されることになるだろう。その結果、本体の漢文は日本語との

親近関係をしだいに薄めて、上位言語ではない外国語（文言）の位置に収まることになる。

漢文がもっていた権威については幾度か述べたが、ここでは文体の変革期に「漢文訓読体」にあたえられていた文化的権威に注意しよう。明治中期のベストセラー、矢野龍溪の『経国美談』について、伊藤整はこう言っている。伝統的な「小説は戯作者という知識階級以下の職人が婦女子の娯楽のために作るもの」だったが、明治の「漢文系の、武士の志を述べる文学」としての「政治的な翻訳や翻案小説」はそれが政治思想を説くものであるがゆえに「高級なもの」と認められていた。この「政治思想」は東洋にはなかった西洋近代思想のことである。また、「漢文読み下し体」の「文体の固さが、政治小説を一般の戯作から区別していた」。「高級な文学は、政治思想を持ったもので、漢文系のものであるという考えが翻訳と翻案と創作とを問わず、その形式を決定し」ていた。このころには「良心があり学識のある青年のほとんどは全部政治青年」だったのであって、かれらはこのような政治小説から力をえて自由民権運動に熱中した⁽¹²⁰⁾。つまり、権利・義務・自由・自治・個人・独立といった「近代」思想を説く欧文脈は、「漢文訓読体漢語」をその脊梁とすることによってその品位を保証されていたのである。

『民約訳解』が世に問われたのは、まさにこのように、漢文が日本において特別な地位を占めていた最後の時代であった。訓読体にたいするもの以上に、漢文にたいする敬意は高かった。『民約訳解』は漢文訳であったにもかかわらず、民権運動に大きな理論的影響をあたえた⁽¹²¹⁾ともいわれるが、むしろ漢訳なればこそいっそう高い評価を受けたのである。つまり、『民約訳解』は豊富な漢語を駆使した堂々たる漢文でもって、欧文をただしく翻訳するという課題の解決に成功したのだが、それは日本語とその文体が大転変の過程にあった時期における希有の成功例だったのである。

したがって、それを連載した『政理叢談』の名は一挙にたかまり、兆民は「東洋のルソー」と呼ばれるにいたる。この尊称はルソー有ってのものであるが、その反面として、兆民の顕著な功績にたいする称揚でもあった。伊藤整は、中江兆民の仕事は広く社会に行き渡りはしなかったが、知識階級、特にその指導者たちの思考法に影響を与えることが強かったので、彼は福沢諭吉よりも新しい、そしてもっと根源的で急進的な思想家として識者の間に重く見られた⁽¹²²⁾、との評価を下している。新概念の語彙を整備し、新文体を確立して新思想を宣伝することなしに、近代東アジア文明圏は形成されなかったのであるが、兆民の『民約訳解』はいわば、その颶風の渦巻きの中心に位置していたといっていよい。

ところで、漢訳に執着した兆民は清国や朝鮮の読者をどう考えていたか。

『東洋自由新聞』発刊に際しての「祝詞」において、兆民は社長西園寺公望の意を推測する形で「我日本国民自由ノ権ヲ亢張シ、延キテ東方諸国ニ及バント欲ス」⁽¹²³⁾と述べて

いた。これは秋水の記す「学士書を著す、宜しく読者を世界に求む可きのみ」⁽¹²⁴⁾の気概にかなっている。しかし、後述するように大陸では実際に翻刻本が刊行されるのだが、兆民が漢訳『民約訳解』を海外に広めようとした痕跡はない。また、小島龍太郎が「先生の筆を以てエミールの漢訳を作り、之を清国に輸出して、四百余州の文明を化導せん」と考えていることを聞くと、「先生首肯して石盤に書いて曰、是れ Education の書なり」と答えたという⁽¹²⁵⁾。ここには「首肯」と記されているが、兆民は筆談語において不賛成の意を穏やかに示したのではないだろうか。兆民がフランス語を「冗漫に失する」として『エミール』も漢訳して「三分の一に縮めたら立派な文章になる」⁽¹²⁶⁾と言ったと幸徳は記しているが、教育の書まで漢訳しようとは考えていなかったのではないかと思う。

明治十年代には、アジア主義者が連帯をもとめて活発に活動した時期である。明治13(1880)年2月に発足した興亜会は機関誌『興亜会報告』を第12号(同年10月)から漢文により編集刊行した。「ヨーロッパが英語を“通話”として発展できたことに鑑みて、東アジアでも“通話”である官話の活用による連携をはかり」、それにより「広く亞洲各国士人の覽を便に」することに資そうとしたのである⁽¹²⁷⁾。該会は明治16年1月に亜細亜協会に改組されるが、その機関誌『亜細亜協会報告』もその後の3年間、基本的に漢文雑誌であった⁽¹²⁸⁾。その編集担当者の一人、岡本監輔(責任編集、明治17年9月-18年6月)が兆民とわずかに接触があったことは確認できるが⁽¹²⁹⁾、実務的に協同した形跡はない。明治17年の上海における東洋学館、翌年の釜山における善隣館の設立計画にかかわったことは確実だと思われるが、現実的な動きに参画した事蹟はまだ発見されていない。兆民はなによりもまず学者であり、文人だったのである。

V 中国における「社会契約論」の受容

中国におけるルソー「社会契約論」の受容は日本とくらべてかなり遅れた。刊行された最初の訳書は、戊戌(1898年)春の序をもつ『民約通義』である。書名がちがいが別人の「序」をかかげ、中江兆民の名前はまったく出てこないが、本文を見るかぎり同書が漢訳『民約訳解』の翻刻(海賊版)であることに疑問の余地はない。

同書の書誌を見よう。扉の中央に「民約通義」、右に「法儒盧騷著」、左に「人鏡楼主人書」と記す(「人鏡廬」は未詳)。奥付はなく、扉裏に「書経存案／翻印厳究」「定価大洋一角五分」とある。普通は奥付に記されるはずのものが扉裏に印刷されているということは、最初から奥付なしで作られたことを示している。巻頭に「咽血嚙啍子」の「序」1葉を配し、目録1葉、本文21葉がつづく。『民約訳解』に存した訳者の「叙」、訳者・著者の

「緒言」はない。内題にも「民約通義」「法国盧騷著」とあるだけである。要するに、訳解者である兆民・中江篤介の名はどこにも記されていないのである。

「目録」では、『民約訳解』で「民約一名原政」となっていたものが「緒言」に変えられている。原書冒頭のこの一文にはもともと題が付されていないのだから、翻刻者が何によって「緒言」としたのかは分からない。

本文は「解」を含めて『民約訳解 卷之一』の全文が収められている。ただし、「解」の文章は一字下げで組んであるが、原刊本では「解」各段の頭に置かれていた〔解〕の表記が削られているため、読者は一字下げの意味を理解することはできない。これも書名をあらため訳者名を消したことと呼応した措置である。

『民約通義』は、わずかではあるが、文章を改めている。それらは基本的に漢文としての体裁を整えたものであり、修正により文章は良くなっていると思う。しかし、翻刻者の誤解と思われるところもある。一例をあげよう。原刊本の「君権を割与するを約し、別に奉戴して君と為すところ有るを約するの類の如きは、皆な民約を破壊する所以なり」を、『民約通義』は「君権に顕かに悖り別に奉戴して君と為すところ有るの類の如きは、皆な民約を破壊する所以なり」と改めている⁽¹³⁰⁾。「約」の重出を避けて文章を整えようとしたのであろうが、これは「民約」と「君」の関係について修訂者の理解が充分でなかったことを示している。修訂の状況から兆民の漢訳水準の高さを見てとることができる。

広東東莞の人、咽血嚙啍子の序文は「戊戌春」の日付をもつ。そこから刊行は春以降、おそくともその年内であったろうと推定しておく。序文の内容は、孔子「因民の義」、孟子「民貴の説」、つまり儒教の人民主義・平等主義をルソー「民約の一書」とつなげた文章である。孟子云々は前述したが、孔子云々は、政治の要諦を聞かれた孔子が「民の利とする所に因りて之を利す」（『論語』堯曰）と説いたことをふまえる。通義刊行の関係者が兆民と同じく、ルソーの人民主権説を儒教の民本思想に結びつけていたことが分かる。

ところで『民約通義』の名は、康有為の『日本書目志』の巻末に付された「大同訳書局各種品目」に「民約通義 一本 洋壹角」と見えていて、そこに付された説明に照らせば、それは既刊書のはずである⁽¹³¹⁾。『日本書目志』は1898年4月中旬の刊行物だから、そこに見える「民約通義」は上述の咽血嚙啍子序本と見たくなるが、しかし定価のちがいは無視できないので別本と見ておきたい。この頃には海賊版が大いに流行したのであって、大同訳書局本もそうだが、咽血嚙啍子序本はそれに輪をかけた海賊版だったのであろう⁽¹³²⁾。

その後やや年月を経て、1904年の『警鐘日報』に『民約通義』の広告が出ている⁽¹³³⁾。それも、第一板頭（右上角）という特別な場所に置き、上部に「看 看 看」と横に排してその下側に以下のような形で縦組されたものである。

右側「君権之禍酷於洪水頼生西哲警聾

發聾民約一編大昌厥旨西欧革命」

中央「盧梭民約通義折価券」(1.5倍のポイント)

左側「風潮乃起東顧神州夷酋專制三復

此書用伸民氣定価角半照碼七折」

『警鐘日報』は『俄事警聞』(1903年12月創刊)を引き継いで1904年2月26日から出されたもので、蔡元培、陳去病、柳詒子等が専制反対・民権回復を主張した新聞である。『民約通義』はそのための有効な宣伝手段とみなされ、「折価券」の提供となったのであろう。「定価角半」とあるから上述した咽血嚙嚼子序本の可能性はあるが、時間の隔たりを勘案すれば別に印刷されたものでないかと思う。ともあれ、戊戌から数年後にかけて、『民約訳解』の偽版である『民約通義』が大陸において、いくつか流通していたことは確実なのである。

『警鐘日報』での広告出現にさきだって1900年末には在日中国人留学生が日本訳民約論を漢訳した。『訳書彙編』第1-2期における無署名「民約論」の発表、さらに1902年末の楊廷棟訳『路索民約論』の刊行がそれであるが、これらについては次章で述べる。

『民約訳解』そのものではないが、兆民を介してのルソー受容ということ言えば、1901年末の『清議報』に載せられた無署名の「盧梭学案」⁽¹³⁴⁾に注目しなければならない。これは半年あまり後、『新民叢報』に中国之新民(梁啓超)「民約論鉅子盧梭之学説」と改題して再掲載された⁽¹³⁵⁾(梁啓超『飲冰室合集』文集は「盧梭学案」を収録⁽¹³⁶⁾)。この文章は、ほぼ時を同じくしてMarianne Bastid⁽¹³⁷⁾と宮村治雄⁽¹³⁸⁾が指摘したように、Alfred Fouillée, *Histoire de la philosophie*、直接的には中江篤介訳『理学沿革史』に依拠したものであった。学案冒頭にかかげられたルソー伝は杉山藤次郎『泰西政治学者列伝』に依拠したものの、と宮村は指摘している。

「盧梭学案」の「学案」とは黄宗羲の『明儒学案』に始まるもので、中国における学術思想史のことである。『清議報』第96号に「政治学案」欄が新設され、そこに「霍布士学案 HOBBS」が、第97号に同続と「斯片挪莎学案 BARUCH SPINOXA [ママ]」が載せられ⁽¹³⁹⁾、上述した「盧梭学案」へとつづく。いずれも無署名の文章であるが、「霍布士学案」の末には「任(梁啓超)」と明記した長文の案語がある。『飲冰室文集』にはともに雑誌の掲載順に、そのままの形で収められている。

「盧梭学案」は、端的に言って、中江篤介訳『理学沿革史』の当該箇所⁽¹⁴⁰⁾の漢訳である(全文約9,000字、なかに3条の案語が含まれる)。翻訳は一部に省略があるが、省略部

分も大略その前後の文章で意味が表出されていること、術語も兆民訳のそれをほぼ基本的に踏襲していることからして、逐語訳にちかい正確なものである。ほとんど一万字におよぶ最新の西洋思想を間違いなく訳すには相当の語学力が必要なことは自明であるが、来日わずかに3年⁽¹⁴¹⁾の梁啓超にこれほどの翻訳が可能であったはずはない。これは良くできる人がまず訳し、それに梁啓超がいくらか手を加えたものであろう。他人の翻訳を使いながら、当初は無署名にしておいてやがて自分の文章としたものと思われる。そのようなものの先例として、ブルンチュリの「国家論」(もと吾妻兵治訳)⁽¹⁴²⁾や柴四朗の「佳人奇遇」(もと康有儀訳)⁽¹⁴³⁾がある。ともにもとは梁の文章と見なされていたのだが、研究者の指摘を経てその実ならざることが明らかになったものである。

訳者康有儀の日本語の水準はたいそう高かったが、ルソーの思想(ないし兆民の思想)を理解するという点では、まだいくらか問題があった。肝心なところを一つあげよう。兆民が「国民ノ主権ト政府ノ権トヲ混淆シテ分別スル所無カリキ」とした一文は、「以国民之主権与政府之主権、混淆為一」と漢訳されている⁽¹⁴⁴⁾。国民の「主権 sovereign」は政府の「権」と次元のちがうものとして兆民が訳し分けたものを、訳者はどちらも「主権」にしてしまったのである。逆に「主権ヲ掌ル者」の「主権」を「握権之人」と「権」一字にしている場合もある⁽¹⁴⁵⁾。これらは修辞を優先させての措辞であろうが、關鍵語である「主権」についての理解が不十分であることを示しているのである。

ただ留意すべきは、「国民」と「政府」と「各人(個人)」との二重の関係は、「政府者何也、即居於掌握主権者〔注〕即国民全体 与服従主権者〔注〕即各人 之中間、而贊助其交際、且施行法律、以防護公衆之自由権者也、更質言之、則国民者主人也、而官吏者其所傭之工人而執其役者也」⁽¹⁴⁶⁾と、まったく正しく訳されているのだから、あと一息ではないか。ものによっては、ほとんど兆民と同じ水準まで来ていたのである。

ところで『清議報』「政治学案」欄でのホッブス、スピノザ、ルソーにつづき、『新民叢報』「学説」欄では、創刊号にベーコン、第2号にデカルト、第4、5号にはモンテスキュー、さらに第25号以下にカントがとりあげられる。それらがみな『理学沿革史』の翻訳であることは宮村によりつとに指摘されているのだが、梁啓超がもっとも輝いていた時期に、かれの主宰する雑誌においてとりあげた西洋の学者・思想家の紹介がほとんどみな兆民の『理学沿革史』の翻訳というべきものと、それを元に中国の問題について省察を加えた按語であったことは特筆されてよい⁽¹⁴⁷⁾。

梁啓超がルソーの政治原理に照らしておこなった「盧梭学案」に見える省察はこのようなものである。父親は子供の身命を人に与えることはできない、それは「天地の公道」に反し父親の権限を越えることだという命題を承けていう：「案ずるにわが中国の旧俗は、

父母はその子女を売って他人の奴婢にできるし、また父母の子殺しは罪が減じられる。これらはみな公理に暗く人権を尊重しないことの結果である」⁽¹⁴⁸⁾。

また、利害が一人・数人だけのもので全体にかかわらないようなものは法律ではなく命令にすぎない、との一段を承けてこういう：「案ずるにこの論は簡潔にして透徹した鋭い指摘である。わが中国の法律を見てみると、一人あるいは数人の利害にしか関係しないものばかりである。こう考えると、わが中国に法律が存在したことはかつて無かったといっても過言ではない」と⁽¹⁴⁹⁾。

梁啓超にとって、中国が平等を基礎とする法律でもって改造されねばならないことは自明であったから、文末の按語ではこう言っている：中国では「民間自治の風」が盛んだったから、文明国の地方制度を採り入れやすい。省・府・県・郷ごとにそれぞれ団体を組織し、その地方に適合した法律を作ってその民が政令に従おうとするようにさえすれば、ルソーが心中に期していた国家を作り上げることはもっとも容易であろう。もしそうするならば、われわれは将来万国の師となるであろう、と⁽¹⁵⁰⁾。

ルソーに先立って取りあげられたホッブスとスピノザについて、宮村は案語を手がかりにこういう。人間が政治社会を形成する際に必要とされる基本的な力について、ホッブスの「強権」説とスピノザの「自由之性」説は西洋近代をつらぬく亀裂の源流であるが、梁啓超はフイエと兆民に導かれてそれを理解した、と⁽¹⁵¹⁾。

このように「社会契約論」にたいする理解を深めた梁啓超は広智書局の広告⁽¹⁵²⁾において、『訳書彙編』所載「民約論」の訳文の杜撰さに異議を申し立てた。すなわち、「民約論」の名は学界に轟いているが、『訳書彙編』の訳は誤りが多いから、私（飲冰室主人）が正しい訳を出すことにした、すでに訳し終えたので近く印刷に付する、と。これはルソー学案を『新民叢報』に再掲してから4ヶ月ばかり後のことなのだが、書名は『盧梭民約論』で、「注解と案語」および「詳伝と学案」、さらに「ルソー説にたいする近儒の批判の諸説」を付するとも言っている。李国俊『梁啓超著述繫年』の「附目」に「訳盧梭民約論」⁽¹⁵³⁾の一項があることから手稿（どれくらいのものかは未詳）の現存は確認できるが、刊行された形跡はない。

しかし、「民約論」の翻訳にたずさわるなかで梁啓超は「中国のルソー」を発掘した。「中国のルソー」とは明末の大儒黄宗羲のことを指し、その『明夷待訪録』を「民約論」に比定したのである。そこに説かれた世襲的君主の不要をかかげて、「原君」「原臣」を革命団体、興中会のための宣伝品としたのは孫文であるが、その政治思想がルソーと同質のものであることを指摘して黄を「中国のルソー」と名付けたのは梁啓超だったのである。ことがらは、憂患餘生生即韓文挙の「捫蝨談虎録」（『新民叢報』第14号、1902年8月）

の第一条、梁啓超「黄梨洲」に引く梁の序文に見える⁽¹⁵⁴⁾。ややおくれて、馬叙倫も「中国にもルソーは居る、ほかならぬ黄梨洲先生その人だ」と喝破しているし⁽¹⁵⁵⁾、陳天華も黄宗羲がルソーに数十年先だって「民約の理」を説いた⁽¹⁵⁶⁾と強調している。

この「中国のルソー」なる呼称が提起されるのには、当然のことながら、日本において中江兆民を「東洋のルソー」と称することが普及するのに対応した関係にあった。広智書局の『理学鉤玄』の広告では「中江篤助は日本のフランス学派の第一人者であり、東洋のルソーと呼ばれている」と謳っている⁽¹⁵⁷⁾。また国学社の黄以仁訳『東洋盧梭 中江篤助伝』のように、書名にそれを謳ったものも刊行されたい⁽¹⁵⁸⁾。

ここで不思議なのは、梁啓超が『民約通義』にまったく触れないことである。黄宗羲の顕彰につとめた梁がルソーを19世紀の母だとして、みずからの政治活動では20世紀の母と位置づけるブルンチュリに依拠した⁽¹⁵⁹⁾ことは周知のところである。梁のルソー理解が「フランス革命」への警戒と康有為への面従の二要素から、つねに新時代（19世紀）を切り開いたという一面に限定したものであったことは確かであるが、しかしはたしてそれだけのためであったかどうかは、「盧梭学案」での真摯な取組に照らして疑問の残るところである。

Ⅵ 留学生による「社会契約論」の重訳

西洋近代文明との接触により、清末の中国でも社会生活のあらゆる分野においてきわめて大きな変化がおこっていた。ここで、とりわけ注目すべきは日本への留学生派遣である。日本留学⁽¹⁶⁰⁾は日清戦争後に始まったのだが、学生数は1901年に274名になった。その後はうなぎ登りに増え、1906年には約12,000名と頂点に達した。それから漸減したが、辛亥革命がおこった1911年でも約5,000を数えた。これは驚くべき数である。これほどの青年知識人が集まってきたことにより、東京は20世紀初頭における中国人にとっての文化活動の一大活動拠点となったのである。

ルソー「社会契約論」の中国人による翻訳「民約論」が公表されたのは1900年の東京においてのことであった。掲載したのは『訳書彙編』第1、2期、著者名は記されているが、訳者名は無い⁽¹⁶¹⁾。分量的には第一編だけである。同誌は西洋の法律政治学の名著を翻訳することを目的にして東京で創刊されたもので、編集兼発行者は坂崎 斌（紫瀾）、実際の編集陣は戢翼翬、楊廷棟、楊蔭杭等であった。創刊号の表紙には「本編要目」として「政治学、行政学、法律学、政治史学、政理学」の5分野をかかげており、「民約論」は政治学に分類されている。

これは原田潜訳『民約論覆義』の重訳である。最初に「盧騷小伝」を掲げているが、こ

れは原田訳巻頭の「屢騷略伝」(漢文)に同じものといってよい。「屢騷」を「盧騷」に、「巴里」を「巴黎」に、「龍動」を「倫敦」に変えているが、それはより普及していた用字に改めただけのことである。それら以外は特殊な人名をふくめ、みな原田書に同じである。本文について、これが原田訳からの重訳である例を一つだけあげよう。第1編第6章「民約」の一段である。

且一国ハ即チ会社ナリ。国人ハ悉ク社員ナリ。社員ハ自己ノ財産ヲ挙ケテ会社ニ投与スルトキハ、会社ハ其資力ニ乏シキコトナク、之カ為メ社員中、亦敢テ会社ノ貧窮ヲ怒ルモノナカル可シ。之ニ反シテ自己ノ一ノ權利ヲ自己ニ私有スルトキハ、資力甚タ乏シクシテ諸多ノ事業ヲ為スニ堪ヘサルニ至ルヘシ。亦会社ニ入りテ其結合セル權利ヲ一己ノ私有ニ属セント欲スル時ハ、社中紛紜ヲ生シ争端ヲ開クニ至ルヘシ。此場合ニ於テハ、豫シメ約シテ長ナルモノヲ置キ、理非曲直ヲ審理シ、非ト曲トハ之ヲ遠サケ、理ト直トハ之ヲ賞セサルヘカラス。然ラサレハ理非ヲ自カラ審理シテ、各々自カラ他人ノ事ヲ合セテ判定セントスルニ至ルヘシ。是レ蒙昧無智ノ世、強力者脆弱者ヲ無道ニ使役スルノ流ニ陥キリ、会社ノ名アリテ会社ノ実ナキニ至ルヘシ⁽¹⁶²⁾。

この文段の上部にはさらに「一国ノ結成ハ会社ノ契約ニ異ナラス。臣民ハ社員ナリ。君主ハ社長ナリ。之ヲ統帥スルコト、豈ニ神ノ禽獸ヲ役スルカ如キコトアランヤ」との「覆義」がついているのだが、楊訳は本文・覆義をあわせて以下のように訳している。

且夫一国、猶会社也、〔訳注〕集資設立義同公司、一国之人、猶社員也、〔訳注〕猶云股東也、在社之員、各斂財産、納之会社、而後可以孑然独立、無匱乏之虞、譬諸置一器焉、以一人為之、則雖大有力者、猶懼不給、集十人為之、則雖中人之家、已裕如矣、此為天下至庸之理、孩提以上無不知之者、然既集衆而為、忽有一人也、欲以衆人之權利、攘而納之私筐之内、則同社之人、群將起与為難、於此時也、必公選一人、俾長社事、凡社中是非、悉取決於社長、而後是者直之、非者曲之、一人之私見不得逞、即衆人之利益可以全、否則各為己謀、棄蔑公理、馴至情者率為魚肉、而黠者肆其貪婪、是雖存会社之名、而与会社之實、已大相逕庭矣、⁽¹⁶³⁾

かならずしも直訳ではないが、「会社」「社員」などの關鍵語は日本語をそのまま使って注釈をくわえ、下線の語の一致に見られるように、ことからの仕組みを「会社」の譬えにとって訳をすすめている。その訳文は、「覆義」の説明を本文に組み込んだため、原田が

自分の見解として書き込んだことがルソーの意見として読めるようになっている。主権者にして臣民でもある「二重の関係」の下におかれていたはずの市民は、「君主」即「社長」の「統帥」のもとに置かれることになってしまった。これでは、「社会契約論」の根幹が崩れてしまうと思うのだが、訳者はそれに気付いていないようである。

ついで1902年秋、『新民叢報』第19号刊行のすこし後に、楊廷棟訳『路索民約論』⁽¹⁶⁴⁾が上海の作新社等から刊行された（以下、楊訳単行本という）。楊廷棟は江蘇呉県の人、早稲田大学留学生、路索はルソー、全訳である。

楊訳単行本巻頭の訳序に「初刻民約論記」と「初刻」を銘打っているところからも、その意気込みを伺うことができる。それには、「民約論」の世界史的な位置づけとして、泰西では児童走卒もその恩恵にあずかり、日本では訳書が公刊されたが今では入手が難しい。1900年に『訳書彙編』に翻訳が載せられた。その改良が望まれたが、だれも真剣に取り組むことなく今日にいたった。「嗚呼、天が民約論の吾中国に入るをはばむこと、何ぞ酷きや」⁽¹⁶⁵⁾といい、その障碍をのりこえた自からの営為の破天荒なるを誇る。該書の記述内容に触れることなく、その歴史的意義を自明のものとして押し出して翻訳の偉業を誇っているのである。

上引の「初刻民約論記」では、楊廷棟が『訳書彙編』訳を改訂したという。あたかも別人の訳を改めたかのように書いているが、実はそうではない。本文の前におかれた「路索小伝」は、若干の誤植的異同をのぞき「路索」の二字以外、『訳書彙編』の「盧騷小伝」と同じものである。そして、第一編は『訳書彙編』所載「民約論」をほぼそのまま踏襲している。違いは、第一章の前に置かれた文章（『民約訳解』でいえば「民約一名原政」、約300字）が無いことと若干の術語を変えたことだけである。別人の訳と見なすべき理由はない。

術語の変更で注目すべきは、「社会」という「社会契約論」にとってもっとも基本的な語の変更である。『訳書彙編』訳では原田訳に合わせて「社会」をそのまま用いていた。ところが、楊訳単行本ではそれが時に「群」に変えられ、多くは「国家」と改められている。「群」は society にたいする嚴復の訳語を採用したわけだから、訳語選択の問題はあるにせよ、意味内容における変化はない。しかし、「国家」となると問題は別である。

当時、「社会」や「国家」は理解のむづかしい新概念であった。たとえば、『浙江潮』の「新名詞釈義」⁽¹⁶⁶⁾という企画は、日本で作られる新名詞を正しく理解することは自分たち留学生の義務であるとして解説を試みたものだが、その初回として「社会与国家義 Society and State」をとりあげた。社会と国家の二語はとりわけ今日の新名詞中の理解困難語の「健将」であることわって、このように説明する。「社会」とは「多数人の連合

体（集合団結）」のことであって、その最重要の要素は「協同生活」ということである。「国家」とは「自治権力を有する社会」のことであって、「一定の土地および人民を支配する権力を有するもの」ということである。ここには、「社会」と「国家」の差異と近代国家の定義が、簡単に過ぎるきらいはあるが、明瞭に提出されている。おそらく、楊は両語の差異を知っていたと思われるから、楊訳単行本が「社会」の語を「国家」に変えたこと⁽¹⁶⁷⁾は、意図的な改変とみてよいであろう。

「社会」を「国家」に改訳することがどのような結果をもたらすことになるのか、前にも取りあげた第一編第七章冒頭の一段について具体的に見てみよう。

その章題は、『訳書彙編』訳では「君主」である。これは原田訳そのまま、楊訳も同じである。原題は *souverain*（主権者）で、兆民『民約訳解』は「君」と訳しなおしていた。くりかえすが、兆民訳は人民の施政権を体現した存在という儒教的君主観の本義でもって、抽象化された政治行為の核心を理解させようとしていたのである。そのことに留意して『訳書彙編』の訳文を見てみよう。

余之所謂民約者、与民法之所謂契約之旨、大相逕庭、……至民約則為社会人民、互相締結之約、夫既以社会為人民之全体、則人民必為社会之一肢、而所結之契約、亦与己与己約無殊也、故人民之於社会、固有不可不尽之責、而人民之（於）君主、亦有不可不尽之責、⁽¹⁶⁸⁾

この訳文では、原田訳を踏襲して、「人民之於社会」と並べて、「人民之（於）君主」とあり、それにたいして義務を尽くすべしと説いている。そこは楊訳ではこうである。

余之所謂民約者、与民法之所謂契約之旨、大相逕庭、……至民約則為通国人民、互相締結之約、夫既以国家為人民之全体、則人民必為国家之一肢、而所結之契約、亦与己与己約無殊也、故人民之於国家、固有不可不尽之責、而人民之於君主、亦有不可不尽之責、⁽¹⁶⁹⁾

『訳書彙編』訳においてすでに人民主権論の根底が揺らいでいることは明らかであったが、楊訳単行本はさらに「社会」を「国家」でもって置き換えて国家と君主とを等置したことによりほとんど君主主権論を説くものになり変った。なぜそうしたのかは想像のかぎりではない。しかし、『訳書彙編』訳の第七章にみえる18個の「社会」は一つを除いてみな「国家」に変えられている（残る一つも故意に「社会」を残したものとは思えない）。

楊訳単行本に見えるこの訳語の変更は、かれが「社会契約論」の思想的基本を理解できていなかったことを示すものであろう。楊訳は原田訳に輪をかけて混迷を深めるものとなったと言ってよい。

清国留学生が大挙来日した頃、兆民の『民約訳解』は流通しておらず、また偽版『民約通義』もあまり人の目にふれることはなかった。そのような状況下で楊訳単行本はかなり広く流通したらしい。『中国民約精義』の著者劉師培によれば、「わが国の知識人が民約の二字を知ったのはここ三年のことにすぎない。かれらはおおむね日本のルソー民約論を楊廷棟が訳したものに拠って議論しているのだ」⁽¹⁷⁰⁾ といっている。中国の知識人の間では、ルソーといえば楊訳『民約論』、という状況が生まれていたといえる。

原田訳『民約論覆義』には問題があり、楊訳『民約論』にはいっそう問題が有ることはここに述べたとおりである。しかし、読者はかならずしも訳者の意図どおりにその本を理解するとはかぎらないのであって、むしろ自分の信念に即するような形で受取り利用するのである。たとえば革命宣伝家陳天華は絶筆「獅子吼」において、このような場面を描いている⁽¹⁷¹⁾。場所は「民権村」の中学校、演者は総教習の「文明種」、話柄は国民が権利を行使して皇帝を殺し、新政府を作ることめぐる、である。文はルソー「民約論」の「公司」の譬えを引いて、間違いを犯す「総辦（社長）」を「股東」は取り替えることができると説明して納得させている。この譬えは楊訳、さらには原田訳に出るもので、陳天華はそれを踏まえていると思えるのだが、人民主権を実現する方向にそれを機能させていることは明らかである。また張継のように、在日の留学生で『民約訳解』そのものを手にしたものもいたし⁽¹⁷²⁾、馬君武のようにルソーの原書を読んでいるものもいた⁽¹⁷³⁾。かれらが兆民ないしルソーの思想をどのように理解していたのかについては、詳細に追跡する必要があるのだが、いろいろな偏差をとめないながらも、ルソー「社会契約論」を人民主権説の経典と奉じていたことは認められよう。それも、馮自由がヘンリー・ジョージの『進歩と貧困』を評価して、その価値はルソー『民約論』に劣らぬ⁽¹⁷⁴⁾ といった比べ方をするような大著作として、である。いろいろと問題のある翻訳がでまわったにしても、ルソーが人民主権を説いた思想家であり民約論がその経典であるとの認識がゆらぐことはなかった。

このようであったから、今は詳説する余裕はないが、『民報』による革命派と『新民叢報』による改革派の間でたたかわされた有名な論戦において、革命派は民約論の旗を振りながらその原理に依拠して議論を展開することをせず、ひたすら天赋人権説に立脚した「共和」の正当性を振りかざすばかりであった。たとえば共和革命に反対する梁啓超が「共和の真精神は自治の秩序と公益心に富む」必要がある⁽¹⁷⁵⁾ と指摘したとき、議論の質としてはあきらかに梁啓超の方が肝心要の所を突いていたのである。フイエを学んだ効果が現れたと

言ってもよい。しかし汪兆銘は、「自治の秩序と公益心は自由・平等・博愛とどこが違うものか」⁽¹⁷⁶⁾と鎧袖一触斬ってすてて、前へとつき進んだのである。

梁啓超は、共和制はかくあるべしとの理路を提示できたにせよ、開明専制を方針とする立場に立つ以上それを全面展開して革命派に立ち向かうことはできなかった。その結果として、論争は表面的には革命派の“勝利”のうちに進行しているかに見えた。そして、辛亥革命によって1912年元旦に、アジア最初の共和国、中華民国が誕生した。

お わ り に——兆民訳『民約訳解』の再発見

辛亥革命に先立って、兆民『民約訳解』は中国の革命派によって再発見されて、『民報』第26号に掲載された⁽¹⁷⁷⁾。題目を「民約論訳解」とし「中江篤介訳并解」も明記され、文末の識語では「按ずるに中江篤介は、“東方のルソー”と称される。没後に編集された『兆民文集』が今年（1909年）の10月8日に発行された。読んでみて、その精義なるにたいそう感服した。「民約論訳解」全九章を特に録して読者に餉る」と書いている。

『兆民文集』⁽¹⁷⁸⁾は幸徳秋水によって編まれ、1909年10月に刊行された。564頁にのぼる大冊で、『民約訳解 巻之一』の全文を収めている。孫文派の汪精衛によって復刊された『民報』第25、26号は反孫文派の章炳麟らによって「偽民報」と指弾されるなど、復刊そのものは話題をよんだが、兆民の『民約訳解』が注目をあびたという形跡はまだ見いだせない。『民約訳解』は、戊戌維新の頃には『民約通義』として翻刻され、辛亥革命の前夜に「民約論訳解」として革命党機関誌に掲載されたにもかかわらず、ともに明確な影響の痕跡を残すことはなかったのである。

それはともあれ、辛亥革命の結果として中華民国が創立され、孫文がその初代臨時大統領に就任した。そして、その根本法規である「中華民国臨時約法」では「中華民国の主権は国民全体に属する」と宣言された。東アジアの地に、ルソーの社会契約論に説かれた人民主権の共和国が誕生したのである。しかし一年あまりのちには、周知のように、第二革命の敗北により革命の元勳たちは石もて追われる身となり、その多くは日本へ再亡命することになった⁽¹⁷⁹⁾。

この思いもかけぬ歴史の審判を、兆民の『民約訳解』を読みぬくことによって解釈したのが古参の革命家、田桐であった。田桐は、自分たち革命党が共和の真義を理解できていなかったことに革命失敗の原因が在ったとして、『民約訳解』を学びなおすことから革命の隊列を再構築することを決意した。そして、それを『共和原理 民約論』⁽¹⁸⁰⁾と題して重刊したのである。

田桐は重刊「敍」⁽¹⁸¹⁾にその思路をこう記している。「自治を知らないと、共和を語ることとはできない。自治の精神が鞏固でないなら、共和の政治はどうして発達できよう。自治の精神が内面で、共和政治は表面である。自治精神が実質で、共和政治は名目である」。内実・根本を固めずに表面・枝葉を飾るばかりで、倒れた共和国はいくらもあった。自治と共和は不即不離のものなのだ、と。このように失敗した革命を総括して、ルソーにおよぶ。

フランスの学者ルソー先生は共和政治をとえ、その順序として、人民が相い約して自治することを出発点だとしたが、これこそ不滅の光をはなつ天経地義の道である。

ところが、若い頃に武昌で上海の書店が刊行した「漢訳民約論」を買って読んだが、その道理を理解することができなかった、という。おそらくかれが読んだのは楊訳『民約論』であつたろう（購書の年次がすこし合わないが記憶の誤りと考えておく）。そして、兆民訳を精読してその原理を理解できた。

昨秋、亡命してまた日本へ行き、中江兆民先生文集を購った。そのなかの漢訳民約論を数十遍くりかえし読んで、初めてすみずみまで理解できた。ああ、共和の道はここに在るか、共和の道はここに在るか。

ここに、ルソーの社会契約論は兆民の『民約訳解』を重刊することにより中国の読者に提供された。田桐はその自覚をもつにいたった心境を読みこんだ古詩を巻頭に配した。

民約は煌々、光は四方を被う、哲人 云に遙かなれば、我が心悲傷す。
民約は渌々、流潤すこと泉の如し、君子の心は、凡て民の田。
民約は浩々、載て焉に道を思う、我が樊籠を抉り、生民 再た 造る。
民約は休々、徳を同つにし仇に同つにす、載に北邙に陟り、鬼の声は啾々。
言は南海を念い、我が髦士を喪う、民約の成らざる、命なるかな天よ。
朔風は蕭々として、哀鴻は嗷々、「之の子の手に帰ぐ」[かれらの生活をおもえば]、
我が心は揺々。
我は海東に阻まれ、滔々として帰れず、日は扶桑を照らすも、黄鳥は依々。
彼の豺虎を相るに、其の欲は逐々、我が同根を哀しみ、以て生み以て育む。
忠言は茶の如く、莠言は體の如し、凡て今の人、兄弟に如くは莫し⁽¹⁸²⁾。

『共和原理 民約論』は中華革命党の公然組織、東京の民国社の刊であった。おそらく田桐の手配によるのだろうが、本国でも同じ内容のものがたんに『民約論』⁽¹⁸³⁾と題して、同時に上海の泰東図書局から刊行された。共和政治にとって自治精神が重要であることをさきに梁啓超が指摘していたのに、革命派はそれを無視したことは前述した。歴史は往々にしてそのように進むのである。また、兆民はrepublicの語を「共和」と訳すことに賛成しなかったが⁽¹⁸⁴⁾、中国の革命派はそれを知っても意に介することは、おそくなかったであろう。

田桐たちの努力が李大釗によって継承されたことは村田雄二郎⁽¹⁸⁵⁾が指摘し、宮村治雄⁽¹⁸⁶⁾がそれを敷衍した。その後の事態の展開がきわめて屈折に富むものであることは周知のとおりである。その問題は改めて論じることにはしたいが、ここでは対比的に兆民以後の日本における民権運動の一場面を挙げて本稿をおわることにする。

『民約訳解』の刊行後、明治22年に「大日本帝国憲法」が發布され、翌年には国会が開設された。兆民は衆議院議員に選出されたが、議員たちの無節操に愛想をつかして3ヶ月後には辞職した。その後、言論界で活躍したが、あまり大きな影響をあたえることはなかった。自由民権運動は目標をうしななって勢力を失ってゆき、兆民が明治34年12月13日に没すると、その名も埋没していった。

明治45（1912）年6月28日に堺利彦らが発起して東京神田の多賀羅亭でルソー生誕200年記念会が開かれた。参会者は伊藤痴遊、内田魯庵、三宅雪嶺、福田英子、西川光二郎、山口孤剣、荒畑寒村、白柳秀湖、大杉栄、高畠素之、吉川守邦ら40余名であった。その時、伊藤は「自由民権の盛んな時代には、皆が民約論を一冊ずつ肌身を離さなかったものだ、その当年の自由民権論者が今日の会合に一人も出席せぬとは不都合きわまる」と発言した。また、堺は「私がルソー記念会を開いた時、『民約訳解』の著者として、東洋のルソウと称せられたる中江篤介を思い出さずには居られなかった。そして又、その中江の後継者たる幸徳秋水を思い出さずには居られなかった。当日の弁護士も亦、多くは中江篤介に就いて語る所があった。即ちルソウ記念会は同時に亦中江記念たるの観があった」と一年後に回想している⁽¹⁸⁷⁾。

30年をへだてての熱気と寂寞の対比が、人民主権説が置かれた時代状況をよく映しだしている。日本で運動の衰頹がかつての当事者たちによって慨嘆されているのと時を同じくして、中国では再興への取組が企図されていたのである。

註

- (1) HAZAMA Naoki, “Introduction,” *ACTA ASIATICA*, No. 102 (*The Modern West and the Establishment of an “East Asian Sphere of Civilization”*), 2012.2. で、簡単な研究史を記した。語彙交流史の視角からする精力的な研究の出発点となった、沈国威『近代日中語彙交流史——新漢語の生成と受容』笠間書院、1994年；和製漢語について深く分析した、陳力衛『和製漢語の形成とその展開』汲古書院、2001年等がある。また、李漢燮『近代漢語研究文献目録』東京堂出版、2010年、は周到な目配りのきいた、きわめて有用な文献目録である。
- (2) 本稿は「西周のオランダ留学と西洋近代学術の移植——“近代東アジア文明圏”形成史：学術篇」『東方学報』（京都）第86冊（2011年8月）、に続くものである。
- (3) 中野三敏『十八世紀の江戸文芸——雅と俗の成熟』岩波書店、1999年、77-85頁。
- (4) 武田楠雄『維新と科学』岩波新書、1972年、81頁。
- (5) 井田進也「“東洋のルソー” 中江兆民の誕生」『中江兆民のフランス』岩波書店、1987年、209頁。
- (6) 松永昌三によれば、1882年秋の高知の新聞に「今蘆騷」の呼称が現れていること、および1882-1883年に『政理叢談』に「民約訳解」が連載されたことにより中江兆民を「東洋のルソー」が定着するにいたったという（『中江兆民評伝』岩波書店、1993年、102頁）。和訳『民約論』を訳した1874年における説もあるが、早きにすぎよう。
- (7) 「中国のルソー」を発掘したのは梁啓超。典拠は、憂患餘生生（韓文学）「捫蝨談虎録」（『新民叢報』第14号、1902年8月）に収める「黄梨洲」。
- (8) 「年譜」『中江兆民全集』別巻、岩波書店、1986年、533頁による。以下、通常の経歴についてこの「年譜」に依るものは注記を省略する。全集18巻、1983年11月-1986年4月刊。
- (9) 飛鳥井雅道『中江兆民』吉川弘文館、1999年、88頁。
- (10) 「兆民居士の文学談」『天地人』第18号、明治31（1898）年11月2日（『中江兆民全集』第17巻、205-206頁）。四半世紀を経ての回想であることは留意されてよい。『小学』の訓読は、林家正本、芝山後藤先生定本『改正小学句読』京都 文刻堂、明治17（1884）年、による。
- (11) 藩校は、無役のものは月20日の登校が義務づけられていたという（飛鳥井雅道『中江兆民』14頁）。
- (12) 飛鳥井雅道『中江兆民』31-34頁。
- (13) 飛鳥井雅道『中江兆民』44頁。
- (14) 幸徳秋水「兆民先生」『中江兆民全集』別巻、450頁。
- (15) 井田進也『中江兆民のフランス』66頁。
- (16) 井田進也『中江兆民のフランス』8頁。学者的執念の塊のような井田の綿密詳細をきわめた調査については、同書第一章、第二章。
- (17) 飛鳥井雅道『中江兆民』69-76、83-84頁。
- (18) 桑原武夫「人間兆民」桑原武夫編『中江兆民の研究』岩波書店、1966年、25頁。
- (19) 私が見た京都大学人文科学研究所蔵本は、1890年刊行の合刊本である。
- (20) 幸徳秋水「兆民先生」『中江兆民全集』別巻、451頁。
- (21) 大久保泰甫・小山昇・松沢弘陽「法律翻訳書解題」『中江兆民全集』第17巻、480頁。
- (22) 仏蘭西 戎雅屈拉蘇著、日本 中江篤助訳「民約論 卷之二」（『中江兆民全集』第1巻）。「戎」

はジャン、「雅屈」はジャック、「拉蘇」はルソーである。

- (23) 山田博雄『中江兆民 翻訳の思想』27頁。〈社会契約論〉二分説として、山田は吉岡知哉『ジャン＝ジャック・ルソー論』東京大学出版会、1988年、をあげている。
- (24) 西周「百学連環」『西周全集』第4巻、宗高書房、1981年、179頁。表題等については、nihuINT 〈<http://int.nihu.jp/>〉、または京都大学人文科学研究所附属現代中国研究センター HP 〈<http://www.zinbun.kyoto-u.ac.jp/~rcmcc/index.htm>〉所収の「西周『百学連環』データベース」参照。
- (25) 箕作麟祥纂輯『万国新史』東京 玉山堂、明治四年十二月（1872年1-2月）刊、5葉裏～6葉表。ルビは「英音主義」と断りあり。句読は狭間。
- (26) 三宅雪嶺『同時代史』第2巻、岩波書店、1950年、88頁。
- (27) 下出準吉「自由民権文献年表」『明治文化全集』第5巻、自由民権篇、日本評論社、1927年、512頁。
- (28) 狭間直樹「西周のオランダ留学と西洋近代学術の移植」586頁。
- (29) 河野磐州伝編纂会編刊『河野磐州伝』上、1923年、126-127頁。
- (30) 『明治民権家合鏡』明治13年（『明治文化全集』第14巻、続自由民権篇、日本評論新社、1956年、裏表紙見返し）。
- (31) 児島彰二『民権問答』上下、発売書林中邨熊次郎、明治10（1877）年。論の及ぶところ、男女同権まで述べている（下12葉表）のは注目に値する。
- (32) 稲田正次『明治憲法成立史』上巻、有斐閣、1960年、634頁。
- (33) 宮崎滔天著、島田虔次・近藤秀樹校注『三十三年の夢』岩波文庫、1993年、36-37頁。
- (34) 『評論新聞』第99号、1876年6月。上村希美雄『宮崎兄弟伝』日本篇上巻、葦書房、1984年、103頁、による。
- (35) 上村希美雄『宮崎兄弟伝』日本篇上、178頁。
- (36) 三宅雪嶺『同時代史』第1巻、岩波書店、1949年、458-459頁。
- (37) 「自治政」のことは上村希美雄『宮崎兄弟伝』日本篇上、178頁、「伝説」は197頁。同書は宮崎八郎のすぐれた伝記である。ただ、兆民の『民約訳解』を和訳『民約論』を漢訳したものであるかに扱うのは、上村氏には稀な瑕瑾である。
- (38) 佐藤孝「地方民権青年の教育履歴——佐久間権蔵の東京遊学とその蔵書」『開港のひろば』（横浜開港資料館館報）第77号、2002年7月。
- (39) 上村希美雄『宮崎兄弟伝』日本篇上、21図。
- (40) 戎雅屈蘆騷著、服部徳訳、田中弘義校閲『民約論』有村壯一蔵板、明治10（1877）年12月。「戎」はジャン、「雅屈」はジャック、「蘆騷」はルソー。
- (41) 井田進也・松永昌三「解題」『中江兆民全集』第1巻、292頁。
- (42) 法朗西戎雅騷著、日本中江篤介訳并解『民約訳解卷之一』仏学塾出版局、明治15（1882）年10月。著者名の「戎雅」は「屈」が落ちたのであろう。「騷騷」はルソー。「法朗西」はフランス、中国での当て字を用いている。
- (43) 仏国戎雅屈騷騷原著、日本原田潜訳述覆義『民約論覆義』春陽堂、明治16（1883）年2月。
- (44) 山田博雄『中江兆民 翻訳の思想』慶應義塾大学出版会、2009年、46頁。内、戦後の6点は「社会契約論」を書名とする。明治の翻訳は「儒教的教養に基いて志士的な、また、自由民権運動的な訳」であり、大正時代の市村光恵・森口繁治訳『民約論』等は五大強国となった「大日本帝国」に忠実な「帝国大学教授の学究的な訳」であり、戦後の桑原武夫・

- 前川貞次郎訳『社会契約論』訳等は第二次世界大戦敗北後における「民主主義時代の市民的な訳」である、と中村雄二郎はいう（『近代日本における制度と思想』未来社、1967年、139頁）。この時代と訳文についての指摘は興味深いが、本稿では立ち入らない。
- (45) 小島祐馬「中江兆民の学問と文章」『人文学報』第13号、1960年、10頁。
- (46) 森岡健二編著『近代語の成立——明治期語彙編』明治書院、1969年、186頁。
- (47) 前田愛『近代読者の成立』有精堂、1966年、128頁。
- (48) 「題辞・揮毫」〔五一〕『中江兆民全集』第16巻、283頁。後の文章は『文選』巻52、「典論 論文」。
- (49) 「操守ある理想家」は、黒岩涙香の『一年有半』にたいする書評での評言（幸徳秋水宛書簡『中江兆民全集』第16巻、208頁）。
- (50) 幸徳秋水「兆民先生」『中江兆民全集』別巻、421-422頁。漢文が簡にして詳をつくせるものであるということは、英書を漢訳（岡松甕谷閔『泰西偉人伝』明治20〔1887〕年刊）した下里彌生も述べている（三浦叶『明治漢文学史』汲古書院、1998年、207頁）。
- (51) いずれも『中江兆民全集』第11巻、1984年、所収。
- (52) 「余の信ずる一品」『天地人』第6号、1898年6月2日（『中江兆民全集』第13巻、183-184頁；句読は狭間）。岡松・荻生にたいする同様の評価は『一年有半』にも見える（1901年9月2日；『中江兆民全集』第10巻、199-200頁）。
- (53) 小島祐馬「中江兆民の学問と文章」9頁。
- (54) 島田虔次「中国での兆民受容」『中江兆民全集』月報2（第1巻）岩波書店、1983年、5頁。
- (55) 「中江兆民の漢学（一）」『中江兆民全集』月報11（第3巻）1984年。
- (56) 「民約訳解」『中江兆民全集』第1巻、78頁。法国盧梭先生原著、日本中江篤介先生漢訳、後学田桐校字『共和原理 民約論』民国社、1914年、7頁。
- (57) 「叙」『中江兆民全集』第1巻、132-133頁。引用は島田虔次の訓読文による。以下同。
- (58) 齊藤毅『明治のこぼれ——東から西への架け橋』講談社、1977年、220頁。
- (59) 『哲学字彙』東京大学三学部印行、明治14（1881）年。名著普及会、1980年影印本による。
- (60) 服部誠一（撫松）『東京新繁昌記』第一編、明治19年、24葉表。
- (61) 大槻文彦『言海』六合館、1931年。同書の語彙は基本的に1889年初版時のものと見なしておく。同書解説に「日常漢語の過半がもれている」（1338頁）とされるから、あくまで一つの目安として、である。
- (62) 『改訂増補哲学字彙』東洋館書店、明治17（1884）年；『英独仏和哲学字彙』丸善、明治45（1912）年（ともに同上影印本；後者の影印底本は1921年第2刷だが、1912年刊とみなして用いる）。初版・再版には *sovereignty* は立項されておらず、*sovereign* に「主君、元首」の二訳語を載せるだけである。
- (63) 「哲学」がかなり普及してからも、兆民が「理学」を使いつづけたことはとりわけ有名である。宮村治雄「中江兆民における「ルソー」と「理学」」（『理学者 兆民』みすず書房、1989年）は、兆民の「理学」が従来の思想的伝統を生かし、東漸してきた新たな知的状況に対処しようとしたものであることを深く分析している。
- (64) 『中江兆民全集』第1巻、160頁。
- (65) 『中江兆民全集』第1巻、195頁。
- (66) 『中江兆民全集』第1巻、166, 184頁。
- (67) 「翻訳作品加筆箇所総覧」『中江兆民全集』別冊。民約論、民約訳解の部分は、573-582頁。

- (68) 中村雄二郎『近代日本における制度と思想』160頁。
- (69) 「原政」『奎運鳴盛録』第5号（『中江兆民全集』第11巻、15頁）。
- (70) 「一年有半」『中江兆民全集』第10巻、177頁。ここで注意しておきたいのは、孟子に代表される儒教の革命理念が政治は人民のためのものであることを力説しながら、然しそれは「民本主義ではあるけれども、近代デモクラシーの民権主義ではなくて、やはり君主主義の立場であることは否定できない」と小島が保留の言をのこしていることである（『中国の革命思想』弘文堂、1961年、31-36頁）。おそらく、この発言は大正デモクラシーにおいて論壇をにぎわした「民本主義」をふまえたものであろうが、明治の兆民はなんら躊躇することなく、漢土にこれ有り、と明言している。兆民が倫理学説における東西一致を発見した西欧経験は、あるいは西欧の側の同様の発見に触発されたものであったかもしれないと宮村治雄は指摘している（『理学者兆民』114頁）。
- (71) 『孟子』は岩波文庫、下397、141頁。柳宗元は清水茂『唐宋八家文』新訂中国古典選19、朝日新聞社、1966年、上356-357頁。ちなみに信州白田の井出家には、おそらく明治25年2月4日の揮毫である「民為重 兆民生」との畳一畳ほどもある大きな扁額が残されていたという（井出孫六「民為重」『中江兆民全集』月報4（第8巻）。「重」は「君為輕」に合わせて、より字義が適うと考えて変えたのであろう。写真は桑原武夫編『中江兆民の研究』巻頭に掲載。
- (72) 小島祐馬『中国思想史』創文社、1968年、210頁。
- (73) 島田虔次「堯舜民主政？」（『隠者の尊重：中国の歴史哲学』筑摩書房、1997年、所収）。島田はそのような儒教を「孟子的儒教」と呼んでいる（入矢義高、溝口雄三との座談会『中江兆民全集』月報13〔第6巻〕）。
- (74) 『中江兆民全集』第1巻、16頁。
- (75) 『中江兆民全集』第1巻、159頁。
- (76) 巻之二「第六章 律例」の第三の「解」（『中江兆民全集』第1巻、197頁）参照。
- (77) 岡和田常忠「兆民・ルソー——『民約一名原政』訳解」日本政治学会編『日本における西欧政治思想』1975年、58頁。それを承けて、井田進也も「理」「義」「利」などについて検討している（「中江兆民の翻訳・訳語について」『中江兆民のフランス』第V章）。
- (78) 服部徳訳『民約論』第一編「第七章 君主」一ノ32頁。句読点は狭間。
- (79) 井田進也・松永昌三「解説」『中江兆民全集』第1巻、295頁。
- (80) 『民約論覆義』第一編「第七章 君主」40頁。句読点は狭間。
- (81) 原田潜『民約論覆義』第二編第四章「君主ノ権限」75-76頁。読点は狭間。原田訳本文に対応する服部訳は2-12頁、兆民和訳は全集第1巻8頁、漢訳（よみくだし文）は同181頁。
- (82) 加藤周一・丸山真男編『翻訳の思想』日本近代思想体系15、岩波書店、1991年、351頁。
- (83) 飛鳥井雅道『中江兆民』256頁。『太陽』増刊「明治名著集」第13巻第7号、1907年6月。収録文全26篇中、漢文のものは他に鳥尾得庵（小弥太）「王法論」があるが、これが後世話題になったことを寡聞にして知らない。
- (84) 安永寿延「「契約」と「約」、および pacte と contract」『中江兆民全集』月報3（第4巻）、1984年。
- (85) 山田博雄『中江兆民 翻訳の思想』3頁。ただ兆民の漢文表現について翻訳の文章が自分の見解叙述の文章にくらべてややおちるとの島田虔次の指摘をうけて、山田はその指摘が「内容についてさらに的確である」とする自説を開陳している（同14頁）。島田の指摘は、

- 『民約訳解』の「よみくだし文」についての「凡例」に述べられたものである(桑原武夫編『中江兆民の研究』岩波書店、1966年、178頁)。
- (86) 島田虔次による『民約訳解』巻一の訓読文はつとに、桑原武夫編『中江兆民の研究』に発表された。また、全集には他の漢文にも溝口雄三による訓読が付されている。
- (87) 柳父章「兆民はなぜ『民約訳解』を漢文で訳したか」『国文学——解釈と教材の研究』第49巻第10号、2004年。
- (88) 「雑纂」『中江兆民全集』第17巻。ただし、幸徳秋水によれば、漢詩は数百種製作したという(同463頁)。なお、当時、序文は漢文(それも白文)が普通だった。
- (89) 『中江兆民全集』第11巻。岡松甕谷のもとで「常山紀談」の漢訳に従事したから、実作はかなり多いはずである。
- (90) 『中江兆民全集』第14巻、78-82頁(訓読文 83-89頁)。無署名だが、兆民訳と認定されたもの。
- (91) 桑原武夫「人間兆民」『中江兆民の研究』30頁。
- (92) 井田進也・松永昌三「解題」『中江兆民全集』第1巻、289-296頁。
- (93) 陸羯南『近時政論考』(『明治文化全集』第3巻、政治論、日本評論社、1956年、473頁)。
- (94) 三浦国雄「翻訳語と中国思想——『哲学字彙』を読む」『人文研究(大阪市立大学文学部紀要)』第47巻第3分冊、1995年、34頁。「解説」には準用作成も含まれよう。
- (95) 本郷生「外国ノ地名ヲ書クニ漢字ヲ用フルノ不便ヲ再ビ言フ」『東洋学芸雑誌』第73号、明治20(1887)年10月。
- (96) 杉原丈夫「明治初年以前における西洋哲学用語の形成」岡山大学法文学部『学術紀要』第40号(哲学篇)、1979年。
- (97) 木下彪『明治詩話』文中堂、1943年、19頁。
- (98) 石井研堂『明治事物起原』第一巻、ちくま学芸文庫、1997年、82頁。
- (99) ヘボン『和英語林集成』三版、講談社、1980年、松村明「解説」968、973頁。
- (100) 手島邦夫「西周の新造語について」『国語学研究』第41号、2002年。
- (101) 項目数は1980年刊復刻影印本三版所載、飛田良文「『哲学字彙』の成立と改訂について」による。数値は大・小項目の合計。
- (102) 三浦国雄「翻訳語と中国思想——『哲学字彙』を読む」41頁。
- (103) 船山信一『明治哲学史研究』ミネルヴァ書房、1965年、18頁。
- (104) 飛田良文編『哲学字彙 訳語総索引』笠間書院、1979年。
- (105) 「理学鉤玄」『中江兆民全集』第7巻、19、3頁。
- (106) たとえば、陳力衛『和製漢語の形成とその展開』汲古書院、2001年、第三章参照。
- (107) 「明治二十九年の俳句界」(三浦叶『明治漢文学史』283頁所引)。
- (108) 穂積陳重『法窓夜話』岩波文庫、1980年、172頁。
- (109) 『東京大学第二年報』起明治十四年九月止同十五年十二月、7-8頁。
- (110) 狭間直樹「番組小学校の創設と『万国公法』」『京都産業大学日本文化研究所紀要』第12/13号、2008年、575頁。
- (111) 総務庁統計局監修『国勢調査集大成 人口統計総覧』東洋経済新報社編刊、1985年、442頁。
- (112) 揖斐高「江戸の漢詩人」諏訪春雄・日野龍夫編『江戸文学と中国』毎日新聞社、1977年、79頁。

- (113) 三浦叶「明治年間における漢詩文集年表」『明治漢文学史』汲古書院、1998年、付録。
- (114) 大町桂月「明治文壇の奇現象」木下彪『明治詩話』356頁所引。
- (115) 正岡子規「文界八あたり 和歌」三浦叶『明治漢文学史』294頁所引。
- (116) 正岡子規「十たび歌よみに与ふる書」三浦叶『明治の漢学』27頁所引。
- (117) 瀬古確『近代日本文学史』目黒書店、1940年、3頁。
- (118) 木坂基『近代文章成立の諸相』和泉書院、1988年（柳父章等編『日本の翻訳論——アンソロジーと解題』法政大学出版局、2010年所収、77頁）。その初期に生まれたものは「周密文体」と呼ばれる。
- (119) 「一年有半」『中江兆民全集』第10巻、168頁。
- (120) 伊藤整『日本文壇史1 開化期の人々』講談社、1994年、212頁。
- (121) 松永昌三『中江兆民評伝』102, 107頁。
- (122) 伊藤整『日本文壇史1 開化期の人々』217頁。
- (123) 「祝詞」『中江兆民全集』第11巻、28頁（『東洋自由新聞』明治14〔1881〕年3月18日）。
- (124) 幸徳秋水「兆民先生」『中江兆民全集』別巻、466頁。
- (125) 半山生「兆民先生を訪ふ」『中江兆民全集』別巻、275頁（『毎日新聞』明治34〔1901〕年9月13日）。
- (126) 幸徳秋水「兆民先生」『中江兆民全集』別巻、421頁。
- (127) 狭間直樹「初期アジア主義についての史的考察」(3)『東亜』第411号、2001年。
- (128) 狭間直樹「初期アジア主義についての史的考察」(5)『東亜』第413号、2001年。
- (129) 「草稿（『北門新報』）」『中江兆民全集』第13巻、420頁。
- (130) 『中江兆民全集』第1巻、162頁。『民約通義』15葉表。
- (131) 「大同訳書局新出各書広告」『申報』光緒二十四（1898）三月三十日（王宝平「康有為『日本書目志』出典考」『汲古』第57号、2010年6月、注4）。大同訳書局は、広康仁を經理に、光緒二十三（1897）年九—十月に設立された（湯志鈞『戊戌変法史』人民出版社、1984年、213頁）。
- (132) 熊月之は、「咽血嚙嘲子」の序をもつ「（法）盧梭著中江篤介訳『民約通義』が上海同文訳書局から1898年に刊行されたという（『中国近代民主思想史』上海人民出版社、1986年、312頁）。未見。参考までに記しておく。
- (133) 『警鐘日報』1904年11月19日—24日に連日掲載。
- (134) 「盧梭学案 JEAN JAPUES ROUSSEAN [ママ]」『清議報』第98—100号、1901年11—12月。
- (135) 中国之新民「民約論鉅子盧梭之学説」『新民叢報』第11, 12号、1902年7月。本文中の異同で思想史的に注意すべきこととして、「財利」が「生計学」（第11号、25頁）に、「施法」が「行法（行政）」（第12号、11頁に改められていることなどがあるが、基本的に同じものである。
- (136) 『飲冰室合集』文集六。上注にいう「財利」は103頁、「施法」は109頁。
- (137) Marianne Bastid, “The influence of Jean-Jacques Rousseau on Chinese political thought before the 1911 revolution”, Zhang Zhilian ed., *China and the French Revolution*, Oxford: Pergamon Press, 1990. これは1989年のフランス革命二百周年記念学会での報告。
- (138) 宮村治雄「梁啓超の西洋思想家論——その東学との関連において」『中国——社会と文化』第5号、1990年6月。のち、『開国経験の思想史——兆民と時代精神』東京大学出版会、1996年、に収録。ルソーの対応箇所は『中江兆民全集』第6巻、121—144頁。

- (139) 宮村上掲論文は、これらも中江篤介『理学沿革史』に依拠することを指摘した。
- (140) 『中江兆民全集』第6巻、121-144頁。
- (141) その間梁啓超は、1899年12月19日から1901年5月29日にかけて、1900年8月に約3週間居た以外は、日本をはなれていた。詳説の余裕はないが、梁啓超が工夫したとされる『和文漢読法』の内容からして、高度の翻訳には大きく距離があるといえる。
- (142) 巴斯蒂「中国近代国家観念遡源」『近代史研究』第100期、1997年。「国家論」は『清議報』第11-31号に連載、未完。
- (143) 呂順長「『佳人奇遇』并非梁啓超所訳」『杭州大学学报』に掲載予定。「佳人奇遇」は『清議報』第1-35号に連載、未完。
- (144) 『中江兆民全集』第6巻、139頁。『新民叢報』第12号、7頁（以下、『清議報』と異同なきものは『新民叢報』の所掲頁を示す）。
- (145) 『中江兆民全集』第6巻、138頁。『新民叢報』第12号、6頁。
- (146) 『新民叢報』第12号、7頁。兆民の原文：「政府トハ何ゾヤ、曰ク、是レ主權ヲ把持スル者即チ国民ト主權ニ従フ者即チ各人トノ中間ニ居テ之ガ交際ヲ賛助シ、並ニ法律ヲ施行シテ以テ公衆ノ自由權ヲ防護スルノ任ヲ負フ者ナリ、更ニ之ヲ言ヘバ、国民ハ傭主ニシテ官吏ハ之レガ役ニ任ズル者ナリ」（『中江兆民全集』第6巻、139-140頁）。
- (147) カントは『新民叢報』第25、26、28、46/47/48号に連載。第3号の「ダーウィン」は宮村も典拠未詳とする。
- (148) 『新民叢報』第11号、9頁。
- (149) 『新民叢報』第12号、4頁。
- (150) 『新民叢報』第12号、10頁。
- (151) 宮村治雄『開国経験の思想史』240頁。
- (152) 「上海広智書局已訳書目」『新民叢報』第19号、1902年10月。このときのラインナップに、麦孟華『孟德斯鳩万法精理』、羅普『斯賓塞社会平権論』、韓文学『辺沁利学正宗』とあるのに、目を引かれる。これらの訳本は未見であるが、モンテスキュー（孟德斯鳩）は何礼之訳『万法精理』、スペンサー（斯賓塞）は松島剛訳『社会平権論』、ベンサム（辺沁）は陸奥宗光訳『利学正宗』の翻訳であろうが、未見ゆえ、どの程度に手を入れているかは未詳である。
- (153) 李国俊編『梁啓超著述繫年』復旦大学出版社、1986年、264頁。
- (154) 島田虔次『中国革命の先駆者たち』127-128頁。
- (155) 馬叙倫「中国民族主義發明家黃梨洲先生伝」『政藝通報』癸卯第20号、1903年11月。
- (156) 星台（陳天華）「獅子吼」『民報』第7号、1906年、90頁。
- (157) 『新民叢報』第18号、1902年10月。
- (158) 『江蘇』第4期、1904年7月、広告。
- (159) 梁啓超「政治学大家伯倫知理之学説」『新民叢報』第38/39号、1903年10月、89頁。
- (160) 留学生数は、小島淑男『留日学生の辛亥革命』青木書店、1989年、13頁。
- (161) 「法国 盧騷著 民約論」『訳書彙編』第1期（1900年12月）；第2期（1901年1月）。第一編を登載し終えている。
- (162) 原田潜訳『民約論覆義』37-38頁。句読は狭間。
- (163) 『訳書彙編』第1期、第9葉表。
- (164) 法国 路索著、呉鼎 楊廷棟訳『路索民約論』上海 作新社・開明書店、光緒二十八年十一

月〔1902年12月〕。

- (165) 楊廷棟訳『路索民約論』「初刻民約論記」第1葉表。
- (166) 酙癸「新名詞釈義」『浙江潮』第二期、1903年3月。『浙江潮』は孫翼中、蔣智由、許寿裳らが編集にあたり、魯迅も執筆した。
- (167) たとえば、第二章の冒頭。
- (168) 『訳書彙編』第2期、第20-21頁。下線は狭間。
- (169) 『路索民約論』第10葉表。下線は狭間。
- (170) 劉師培『中国民約精義』序、甲辰四月下澣（1904年5月）識（『劉申叔先生遺書』第1冊、京華書局、1970年、676頁）。
- (171) 陳天華「獅子吼」『民報』第7号、1906年、88-89頁。
- (172) 張継「回憶録」中央改造委員會黨史史料編纂委員會編『張溥泉先生全集』〔正編〕中央文物供應社、1951年。
- (173) 君武（馬君武）「帝民説」『民報』第2号、1906年、25頁。馬には仏語よりの全訳、『足本 盧騷民約論』中華書局、1918年、がある。小野和子「京都大学最初の中国人留学生——「女性の権利」の訳者馬君武」京都橘女子大学女性歴史文化研究所編『京都の女性史』思文閣出版、2002年。
- (174) 自由（馮自由）「録中国日報民生主義与中国政治改革之前途」『民報』第4号、1906年、110頁。
- (175) 飲冰（梁啓超）「答某報第四号对于新民叢報之駁論」『新民叢報』第79期、1906年4月（『飲冰室合集』文集18、78頁）。
- (176) 精衛（汪兆銘）「再駁『新民叢報』之政治革命論」『民報』第7期、1906年9月、58頁。優勢を確信している汪は、梁の文章をかなり長く引用している。
- (177) 法蘭西 戎雅屈盧騷著、日本 中江篤介訳并解「民約論訳解」『民報』第26号、1910年2月1日。収録は本文のみ。刊行年月には問題があるが、今はふれない。
- (178) 『兆民文集』日高有倫堂、1909年10月（宗高書房、1965年刊復刻本による）。
- (179) この経緯については、狭間直樹「中国人による『民約訳解』の重刊をめぐる——中国での兆民受容・続」『中江兆民全集』月報18（別巻）1986年、参照。
- (180) 法国盧梭先生原著／日本中江篤助先生漢訳／後学田桐校字『共和原理 民約論』東京 民国社、1914年7月10日。
- (181) 田桐「重刊中江先生漢訳民約論敍」『共和原理 民約論』。
- (182) 「民約皇々、光被四方、哲人云遙、我心悲傷。民約渌々、流潤如泉、君子之心、凡民之田。民約浩々、載焉思道、扶我樊籠、生民再造。民約休々、同德同仇、載陟北邙、鬼声啾々。言念南海、喪我髦士、民約不成、命也天只。朔風蕭々、哀鴻嗷々、之子于歸、我心揺々。我阻海東、滔々不歸、日照扶桑、黃鳥依々。相彼豺虎、其欲逐々、哀我同根、以生以育。忠言如茶、莠言如醴、凡今之人、莫如兄弟。甲寅初夏玄々子題並書」この古詩の訳出にあたっては蔡毅教授・三浦國雄教授の示教をうけた。記して感謝する。
- (183) 原著者法国盧梭、漢訳者日本中江篤介『民約論』上海：泰東圖書局、1914年7月5日初版、1915年7月15日再版（刊行年訂正）。本文は同じだが、民国社本が巻頭に田桐の古詩・重刊敍を掲げるのにたいし、泰東本再版は巻頭に谷鍾秀の「乙卯仲夏／共和之神」なる題辭をかかげる。
- (184) 「民約訳解」卷之二第六章の第三〔解〕『中江兆民全集』第1巻197頁（よみくだし文）。

兆民が「共和」の訳語に不同意であったことは問題にしない。民権・共和・革命は革命派にとって三位一体のものだったからである。

(185) 村田雄二郎「理と力——李大釗の「平民主義」」『思想』1988年3月。

(186) 宮村治雄「『東洋のルソー』 索隠——兆民そしてトルコ・朝鮮・中国」『思想』2001年12月。

李大釗が用いているのは、引用頁からして泰東図書局本である。なお注30で宮村は、鄒容『革命軍』が「天賦の権利の回復」としてルソーを引証するかぎり(狭間「ルソーと中国」『思想』1978年7月)、兆民『民約訳解』の「趣旨」が「所謂る自由権を棄つるの正道」にあることを見ていないと批判する。鄒容が社会契約創出の理路を理解していなかったのは確かである。しかし奴隷状態を強いる満洲王朝から「天賦の権利」を「回復」せよと呼びかける『革命軍』が中国革命の理論として大きな役割をはたしたことは歴史的な事実である。

(187) 松尾尊兌「明治末年のルソー」『大正デモクラシーの研究』青木書店、1978年、275-285頁。